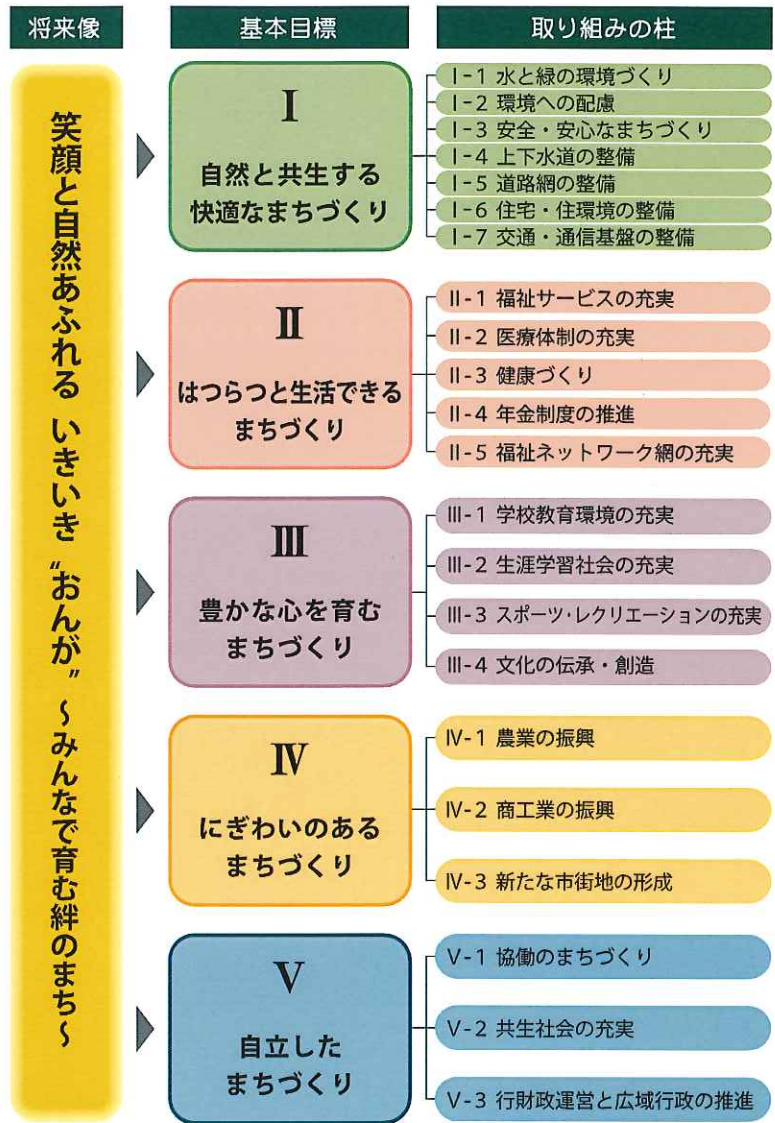


# 前期基本計画



## 第5次遠賀町総合計画 前期基本計画における体系図



基本構想

前期基本計画

I 自然と共生する  
快適なまちづくり

II はつらつと生活  
できるまちづくり

III 豊かな心を育む  
まちづくり

IV にぎわいのある  
まちづくり

V 自立した  
まちづくり

重点戦略

資料編

# I

## 自然と共生する 快適なまちづくり

### I-1 水と緑の環境づくり

- (1) 自然環境
- (2) 河川・水路
- (3) 公園・緑地

### I-2 環境への配慮

### I-3 安全・安心なまちづくり

- (1) 防災・防犯・交通安全・消費生活
- (2) 消防・救命

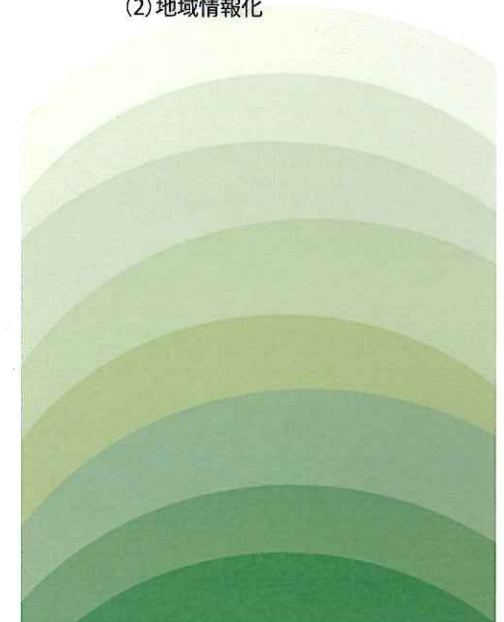
### I-4 上下水道の整備

### I-5 道路網の整備

### I-6 住宅・住環境の整備

### I-7 交通・通信基盤の整備

- (1) 公共交通
- (2) 地域情報化



## (1) 自然環境

### ■ 現状と課題

#### ○ 環境保全 ○

遠賀町は農地や山林など、自然的土地利用の占める割合が高く、町内を遠賀川や西川など、多くの河川が流れる自然豊かなまちです。また、住民意識調査でも遠賀町を「住みやすい」と評価する理由の第1位は「自然環境」になっています。このため、里地・里山など貴重な自然環境や自然資源の保全に努めるとともに、これらを生かした自然とのふれあいの場づくりなども求められています。

#### ○ 環境美化 ○

遠賀町では、補助金の制度化などにより各地区における環境美化運動の促進を図るとともに、住民との協働による町並みクリーン作戦や世界環境デーに合わせたラブアース・クリーンアップ清掃活動を行っており、今後も継続する必要があります。

また、不法投棄防止の啓発として広報誌への掲載や立看板の設置、巡回パトロールを週2回実施していますが、不法投棄は後を絶たず、新たな対策が必要です。



### ■ 主要な取り組み

#### 【環境保全の推進】

##### ● 環境基本計画

- ・『遠賀町環境基本計画』に基づき、環境保全に関する取り組みを総合的に推進します。
- ・福岡県森林環境税を活用し、荒廃森林の再生に努めます。



蟹喰池のオニバス

##### ● 水質調査および騒音測定

- ・河川の水質調査を継続するとともに、必要に応じて騒音測定を実施するなど良好な水環境づくりや静穏な環境づくりに努めます。

#### 【環境美化の推進】

- ・地区での活動を軸に、地域住民との協働による環境美化活動を推進します。また、不法投棄防止のため、巡回パトロールを継続しながら住民との連携による防止体制を構築するなど新たな取り組みを検討します。



環境美化活動

※1 遠賀町環境基本計画(平成22年度策定):遠賀町の環境保全に関する基本的な計画。



## (2) 河川・水路

### ■ 現状と課題

#### ○ 親水空間 ○

河川・水路は、農業用水の確保、美しい景観の形成やレクリエーションの場としての利用価値が高い自然資源です。そのため、『遠賀町美しいまちづくり基本計画』では、松の本・今古賀地区において西川・戸切川などを親水空間とする方針を定め、また遠賀川では「おんがレガッタ」などのイベントを通じて、河川・水路に親しむ機会づくりに努めています。しかし現状では、気軽に自然と触れ合える河川敷・堤防の遊歩道整備が部分的で、整備区域の拡充が求められています。

#### ○ 河川環境 ○

近年、遠賀川水系は遠賀川流域における自治体の公共下水道などの整備により河川環境が改善され、町で実施している河川・湖沼の水質検査の結果もおおむね良好です。しかし、一級河川遠賀川などの一部では改善が必要で、今後も継続的な河川環境の改善や水質保全を図る必要があります。

### ■ 主要な取り組み

#### 【河川・水路の整備と活用の促進】

#### ● 親水空間

- ・『遠賀町美しいまちづくり基本計画』に基づき、美しいまちづくりを推進するため、適切な場所への親水空間や歩道の整備を検討し、特に西川は防災上の観点を考慮しながら水辺景観整備の拡大を関係機関へ働きかけます。
- ・水路に生息する動植物を地域の財産として後世に残すとともに、美しい自然環境を保全・創出するため、生態系に配慮した多自然型護岸の整備を図ります。
- ・遠賀川の河川敷や堤防などを利用し、住民が憩い・交流できる、自然を生かした新たなイベントを検討します。

#### ● 河川環境

- ・遠賀川下流流域公共下水道事業の推進や下水道計画区域外における小型合併処理浄化槽設置事業の普及啓発に努め、広域的な水質保全を図ります。
- ・河川の水質調査を継続し、良好な水環境づくりに努めます。



※1 遠賀町美しいまちづくり基本計画(平成16年度策定):松の本・今古賀地区を促進モデル区域とし、当地区における美しいまちづくりを推進するための取り組みなどについて定めた計画。



### (3) 公園・緑地

#### ■ 現状と課題

##### ○ 公園 ○

公園は、快適で潤いのある空間を提供するなど日常生活に必要な施設であるとともに、災害時の避難場所にもなる重要な施設です。

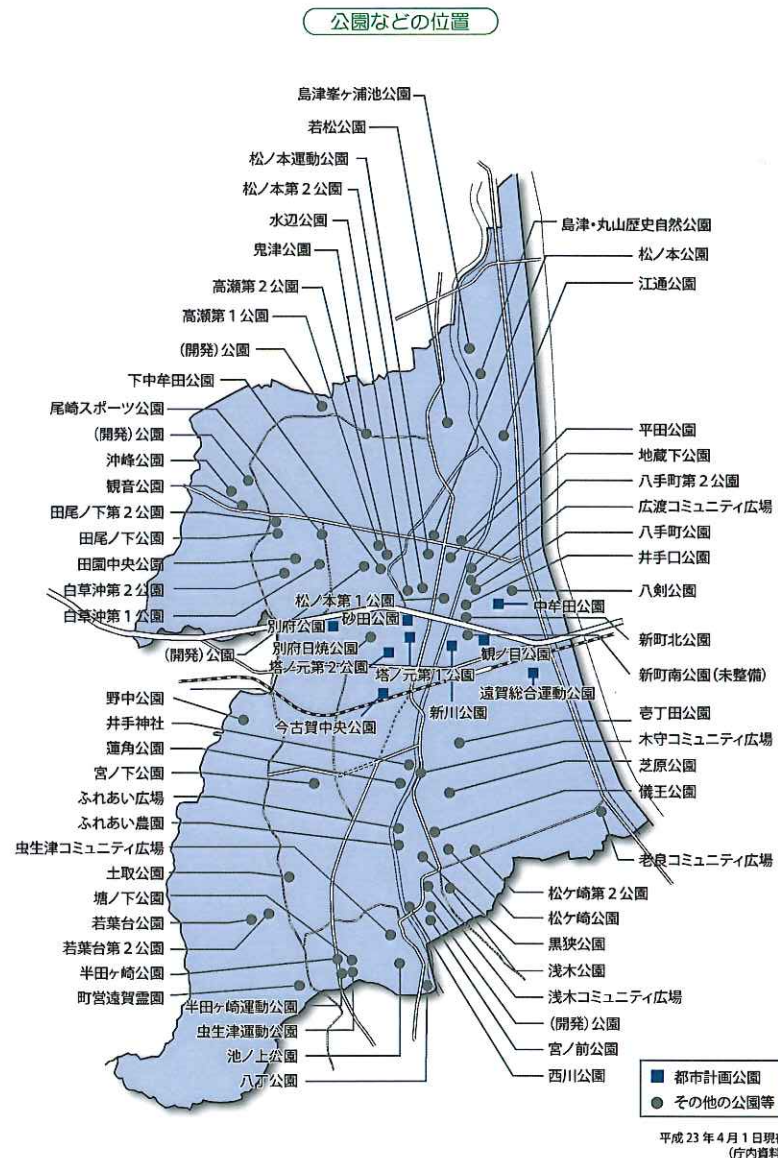
これまでの公園の整備により、遠賀町の都市公園の整備面積は平成22年度末で住民一人あたり12.68㎡となっており、都市公園法に定める都市公園の敷地面積の標準10㎡を上回っています。しかし、開発などにより設置された都市公園の一部は老朽化が進み、再整備が求められています。

一方で、公園の維持管理は自治区で組織する公園愛護会の協力により行っていますが、施設の老朽化や住民の高齢化により年々その対応が厳しくなっています。今後、『遠賀町公園施設長寿命化計画』の策定により、公園の計画的な維持管理を図るとともに、利用促進を図るためにも住民が主体的に関わる公園づくりが求められています。

##### ○ 緑地 ○

緑地などの自然空間は、生活を営むうえで重要な役割を果たしているだけでなく、緑に触れ合える身近な場や機会を創り、さまざまな生態系を守っています。また、希少な動植物の生息生育空間となっているため、その維持管理や保全が求められています。

遠賀町ふれあいの里にあるふれあい農園では、緑を感じられる場を提供していますが、だれもが親しみやすく利用しやすい環境づくりが求められています。



※1 遠賀町公園施設長寿命化計画(平成25年度策定予定):都市公園における公園施設について、適切な施設点検、維持補修などの予防保全的管理により、施設の長寿命化を図る計画的な修繕や改築または更新を行うことを目的とした計画。



# 自然と共生する快適なまちづくり

## 1-1 水と緑の環境づくり

### ■ 主要な取り組み

#### 【公園・緑地の利用促進】

##### ● 多機能公園

- ・災害時の避難場所としての役割やユニバーサルデザインなどに配慮し、質を重視した計画的な公園の再整備を図ります。
- ・町営遠賀霊園の管理棟やトイレなどをユニバーサルデザインに配慮して改修し、災害時の避難場所としても活用できる緑地公園として整備します。



今古賀中央公園

##### ● 住民に愛される公園

- ・『遠賀町公園施設長寿命化計画』を策定し、公園内の遊具などを計画的に整備するとともに、利用促進を図るため、住民が主体的に関わることのできる環境づくりを検討します。

##### ● 緑地

- ・国土利用計画法などに基づき、土地利用の適切な規制や誘導を実施し、自然との共生を図りながら、自然景観を保全します。
- ・農業アドバイザー制度の充実など、だれもが利用しやすいふれあい農園の運営を図ります。



ふれあい農園

※1 一般廃棄物処理基本計画(平成15年度策定):一般廃棄物処理事業を実施する際の基本的な考え方や施策目標、目標を達成するための指標や主要施策および施策実現に向けての手順などを定めた計画。

※2 新・国家エネルギー戦略:最先端のエネルギー需給構造や次世代運輸エネルギーなどに関する計画。

## 1-2 環境への配慮

### ■ 現状と課題

#### ○ 循環型社会 ○

ごみの分別収集は、遠賀郡4町と中間市で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合で実施しており、焼却処理は平成19年度から岡垣町の遠賀・中間リレーセンターを経由し、北九州市に委託しています。また、同年度からはプラスチック製容器包装の分別にも取り組んでいます。

これまで、遠賀町のごみ排出量は年々増加傾向でしたが、『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、資源ごみ集団回収、電動式を含む生ごみ処理機の購入補助、プラスチック製容器包装の回収など、ごみの資源化に取り組んだ結果、平成19年度以降減少し、資源化率が約24%まで増加しています。さらに、平成21年度からは使用済み食用油の拠点回収、平成22年度からは手軽に生ごみのたい肥化に取り組めるダンボールコンポスト購入への補助を開始しました。今後も循環型社会を推進するため、可燃ごみを中心に資源化を図るとともに、ごみ排出量の抑制を強化する必要があります。

#### ○ 省エネルギー対策 ○

地球温暖化の進行や自然災害の増加、異常気象などの環境問題が深刻化する中、わが国では『新・国家エネルギー戦略』などに基づく資源エネルギー政策を推進しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災による被害を踏まえて、節電や自然エネルギーの活用が求められています。

遠賀町では、公共施設におけるエアコンの温度を夏季28℃以上・冬季18℃以下に設定し、遠賀町立図書館では太陽光発電や氷蓄熱冷暖房<sup>※3</sup>を採用するなど、電力消費の抑制に努めています。さらに、平成22年度に庁舎やふれあいの里センターの照明を省エネルギー対応のものに交換し、平成23年度には遠賀町立図書館の照明をLED<sup>※4</sup>に交換する工事を実施しました。また、遠賀町中央公民館でも平成22年度のリニューアル時に空調・照明などの省エネルギー改修を実施しています。今後も地球温暖化を抑制するため、再生可能エネルギー導入の推進やさらなる省エネルギー対策が必要です。

※3 氷蓄熱冷暖房:電力消費の少ない夜間に夏は氷、冬は湯を作っておき、昼間の冷暖房に活用する空調システム。

※4 LED(Light Emitting Diode):導電することによって発光する半導体素子。発光ダイオード。CO2排出量が少なく寿命が長い。取り替えなどの維持管理コストが安い。





## ■ 主要な取り組み

## 【資源の有効活用への促進】

- ごみの資源化や減量化を図るため、生ごみ処理機やダンボールコンポストなどの購入に対する補助を継続するとともに、紙類および古布の回収を促進します。
- 遠賀町協働のまちづくり出前講座などにより、3 Rの啓発に努めます。



ダンボールコンポスト講習会

## 【地球温暖化防止対策の推進】

- 『遠賀町省エネルギービジョン実行計画』および『第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画 事務事業編』<sup>1</sup>に基づき、低炭素社会の構築に向けた地球温暖化防止に関する取り組みを推進し、環境にやさしいまちづくりに努めます。



太陽光発電

緑のカーテン<sup>3</sup>

※1 遠賀町省エネルギービジョン実行計画(平成22年度策定):遠賀町において地域レベルでの省エネルギーに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めるための計画。

## (1) 防災・防犯・交通安全・消費生活

## ■ 現状と課題

## ○ 防災 ○

近年、集中豪雨などの突発的な災害による被害が遠賀町でも増加していることに加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災での地震や津波などによる激甚な被害状況から、防災に対する意識が高まっています。また、国や県では防災計画を見直しており、遠賀町でも平成24年度に見直す予定です。

遠賀町は、遠賀川下流域の平坦地にあり標高が低く、8か所が重要水防箇所として指定されています。また、急傾斜地崩壊危険箇所や道路冠水危険箇所など、災害を警戒しなければならない場所が数多く存在しています。このような背景から防災関連施設の充実が求められており、平成22年度には災害発生時の対策として備蓄倉庫を整備し、計画的に物資などを確保しています。

さらに、住民の安全を確保するためには、有事の際の迅速な初動対応や業務の継続が必要不可欠で、庁内組織体制の強化が求められています。

## ○ 防犯 ○

遠賀町では、防犯対策としてこれまで防犯灯を計画的に整備しており、平成22年度末現在で2,364か所に設置しています。また、地域安全パトロールや遠賀町あるき隊による日常적인見回りなど、地域と連携して防犯活動に取り組むとともに、平成18年度から青色回転灯車を導入し、下校時などにパトロールを実施しています。これらの活動により、犯罪発生件数が近年減少するなど一定の効果がみられますが、住民意識調査では「防犯対策」が今後の取り組みで重要と思う項目の第5位(52項目中)になっており、特に近年は全国的に子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が増加しているため、さらなる防犯対策の充実が求められています。

また、住民生活の安全と平穏の確保を図るため、暴力団などによる不当な行為への対策を講じる必要もあります。

※2 第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画 事務事業編(平成22年度策定):遠賀町における二酸化炭素の排出抑制を定めた計画。

※3 緑のカーテン:夏季、太陽光を遮断し、植物の蒸散による気化熱を利用して建築物の温度上昇を抑えるため、ヘチマや朝顔など、つる性の植物を窓の外側に植えた自然のカーテン。



# 自然と共生する快適なまちづくり

## 1-3 安全・安心なまちづくり



前期基本計画

基本構想

前期基本計画

I 自然と共生する  
快適なまちづくり

II はつらつと生活  
できるまちづくり

III 豊かな心を育む  
まちづくり

IV にぎわいのある  
まちづくり

V 自立した  
まちづくり

重点戦略

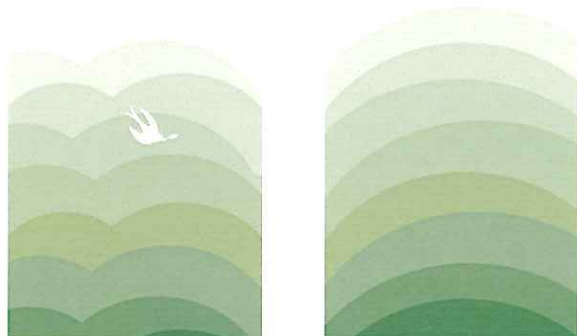
資料編

### ○交通安全○

福岡県内では交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、飲酒運転による事故が数多く発生しており、遠賀町では交通事故発生件数・飲酒運転による事故ともに横ばいの状況です。交通事故や違反行為を抑止するためには、関係機関と連携し交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設や歩道の計画的な整備が必要です。

### ○消費生活○

近年、消費者の心理を巧みについた悪質な詐欺まがいの商法が後を絶たず、特に高齢者を狙った悪質商法をはじめ、若年者や障害者など、社会的弱者の被害が深刻化しています。消費者が安心して消費生活を営むためには、専門相談機関との連携を強化し、トラブルを未然に防止するための消費生活相談の実施や的確な情報の提供が必要です。



※1 エリアメール：特定のエリアに災害・避難情報などを一斉に配信するサービス。受信すると専用の着信音とバイブレーションで知らせ、配信内容を自動表示(ポップアップ)することができる。

※2 洪水ハザードマップ：おおむね150年に1回の確率で起こる大雨(直方市の日の出橋上流域に2日間でおよそ405mm)が遠賀川の流域上に降り、遠賀川が氾濫したときに浸水すると想定される区域を地図上に示したものを。

※3 防災マップ：災害時の避難所や防災関係施設の位置、避難方法や災害対策などを取りまとめたもの。

※4 遠賀町地域防災計画(平成20年度策定、平成22年度一部見直し)：県・町・関係機関・公共的団体および住民がそれぞれの役割を理解し、町域における災害予防、災害応急および災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生活安定を確保するとともに、住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害の軽減を図るための計画。

### ■主要な取り組み

#### 【災害に強いまちづくりの推進】

##### ●防災意識

- 過去の災害から得た教訓を生かすため、地域や学校が一体となった防災教育を推進します。
- 防災メールを活用するとともに、エリアメール<sup>1</sup>などさまざまな情報伝達手段の整備・活用方法を検討します。

##### ●地域防災

- 遠賀郡消防本部などの関係機関や消防団、遠賀町女性防火・防災クラブ、各区自主防災組織と連携するとともに、防災マップ<sup>2</sup>や洪水ハザードマップ<sup>3</sup>を活用しながら、遠賀町協働のまちづくり出前講座や図上訓練を継続し、地域防災力の向上を図ります。
- 防災基本計画や福岡県地域防災計画に基づき、『遠賀町地域防災計画』<sup>4</sup>を見直し、被害を最小化する「減災」を考慮したハード・ソフト両面の「多重防御」を推進するとともに、実践的な応急・復旧対策を確立し、非常時に備えた災害に強いまちづくりを推進します。
- 『遠賀町災害時要援護者支援プラン(個別計画)』<sup>5</sup>を策定し、高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な要援護者に関する情報伝達体制や避難支援体制の整備を図るとともに、自主防災組織の結成を促進します。
- 備蓄倉庫への計画的な物資の配備を継続するとともに、子どもや女性など災害弱者に配慮した物資も確保します。
- 各地区に整備した防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、十分な非常電源を確保します。
- 地域住民の応急避難場所として、学校施設の機能強化を図ります。

##### ●危険箇所

- 豪雨でのいつ水を防ぐため、福岡県と連携して戸切川の河川改修を推進するとともに、西川の護岸整備区域の拡充を関係機関へ働きかけます。
- 排水施設の適正な維持管理および老朽化した施設の計画的な改修を図ります。特に、災害発生時に重要な役割を担う、国・県が管理する排水機場の再整備の促進を図ります。
- 道路冠水危険箇所は、関係機関と連携しながら整備方針を検討します。

##### ●危機管理体制

- 『遠賀町国民保護計画』<sup>6</sup>に基づき、庁内組織体制の強化を図り、住民の安全確保に努めます。
- 『遠賀町業務継続計画』<sup>7</sup>を策定し、大規模な災害発生時において庁舎などが被災した場合の業務継続体制の確立を図ります。

※5 遠賀町災害時要援護者支援プラン(個別計画)：要援護者に関する情報(住所・情報伝達体制・必要な支援内容など)を平時から収集し、電子データ・ファイルなどで管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画。

※6 遠賀町国民保護計画(平成18年度策定)：外部からの武力攻撃や大規模テロ行為などが発生した場合、住民の生命、身体および財産を保護するため、国、県および関係機関と連携を図り、万が一の事態に的確かつ迅速に対応し、住民の安全・安心を確保するための計画。

※7 遠賀町業務継続計画(平成25年度策定予定)：不測の事態などによる被害を受けても業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短時間で回復するよう準備や対応方法を定めた計画。

# 自然と共生する快適なまちづくり

## 1-3 安全・安心なまちづくり



### 【防犯対策の充実】

#### ● 防犯施設

- ・通学路や通勤路、犯罪発生危険箇所などを中心に、防犯灯などの防犯施設<sup>※1</sup>の計画的な整備を図ります。
- ・防犯灯の数や設置場所の適正化に努めるとともに、新設および既存防犯灯の計画的なLED化を図ります。

#### ● 地域防犯

- ・地域安全パトロールや遠賀町あるき隊などの、見守り活動をはじめとする地域防犯活動を促進します。
- ・青色回転灯車による巡回を強化し、犯罪の抑止に努めます。

#### ● 暴力団対策

- ・入札や事務事業などから暴力団などを排除するため、関係機関と連携し、継続的な対策を講じます。



※1 防犯施設：街灯や防犯灯、学校のフェンスや防犯カメラ、防犯ベルなど。

### 【交通安全対策の充実】

#### ● 交通安全教育

- ・折尾警察署などと連携し、飲酒運転撲滅に関する広報活動に取り組むとともに、子どもや高齢者を対象にした交通安全教室の実施などにより、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の抑止に努めます。

#### ● 交通安全施設

- ・カーブミラー・防護柵などの交通安全施設や、通学路を優先した計画的な歩道の整備を図ります。また、安全対策が必要と判断した箇所は、信号機の設置などを関係機関へ働きかけます。

### 【消費者行政の推進】

- ・複雑・巧妙化する悪徳営業活動に関する情報の提供や消費生活講座を通じて、被害を未然に防止するための啓発に努めます。
- ・住民の安全・安心な暮らしの実現に向けた取り組みを推進するため、常勤の消費生活相談員によるきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、より専門性が高い相談内容に関しては、弁護士による消費生活相談の開催を継続します。





## (2) 消防・救命

## ■ 現状と課題

## ○ 消防 ○

遠賀町での平成18年から22年までの5年間における平均出火件数は6.4件で、遠賀郡平均を下回っています。火災の早期発見のため、平成18年度から新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、平成21年度からは設置の対象が既存住宅にも拡大されました。しかし、遠賀町の調査では、平成22年12月時点における遠賀町での設置率は53%にとどまっています。

遠賀町の消防体制には、遠賀郡消防本部による常備消防のほか、3つの消防団による非常備消防があります。遠賀郡消防本部は施設の老朽化により、平成23年度に建て替え工事に着手しています。消防団では、平成15年度から23年度にかけてすべての分団格納庫を建て替えましたが、サイレン吹鳴装置などの消防設備が老朽化し、その更新が必要です。また近年、団員の確保が恒常的な課題になっています。

## ○ 救命 ○

遠賀町では、平成18年度から22年度にかけてAED<sup>1</sup>を町内15施設へ設置するとともに、平成21年度には貸出しAEDを導入するなど救命体制の確立に努めています。

遠賀町での平成18年から22年までの5年間における救急出動件数は増加傾向のため、遠賀郡消防本部には高規格救急自動車を導入されるなど救急体制の充実が図られています。

また、防火・救命講習などは小学校単位で実施されていますが、多くの人が参加できるように、より小単位となる各地区での実施が求められています。

出火件数と救急出動件数の推移

	出火件数(件)		救急出動件数(件)	
	遠賀町	遠賀郡平均	遠賀町	遠賀郡平均
平成18年	3	8.8	760	982.0
19年	12	11.0	689	963.8
20年	3	6.3	725	946.5
21年	7	7.8	817	997.0
22年	7	8.5	853	1,076.3
5年間平均	6.4	8.5	768.8	993.1

(庁内資料)

## ■ 主要な取り組み

## 【消防力の強化】

## ● 火災予防

- ・住宅用火災警報器の設置促進に向けた広報活動に取り組みます。

## ● 消防施設

- ・遠賀郡消防本部の建て替えを促進し、複雑多様化する消防救急需要への対応を強化します。
- ・消防無線のデジタル化および消防設備・装置・車両や消防水利の計画的な更新を図ります。

## ● 団員確保

- ・「自分の町は自分で守る」という消防団の必要性について、広報おんがや遠賀町ホームページなどで広報活動に取り組むとともに、子どもや女性の被災者に対するケアの必要性を考慮し、女性団員の確保にも努めます。

## 【救命装置の拡充】

- ・公共施設へのAED設置の拡大を検討するとともに、公共交通施設や商業施設などへの設置を働きかけます。

## 【防火・救命講習の推進】

- ・遠賀郡消防本部や住民団体などと連携し、防火・救命講習などを継続するとともに、各地区での開催を検討します。



防火・救命講習

※1 AED(Automated External Defibrillator)：自動体外式除細動器。強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能がある小型の器械。初めての人でも簡単に使えるように設計されている。



## ■ 現状と課題

## ○ 上水道 ○

遠賀町は中間市の給水区域内にあり、中間市から水道水の供給を受けています。料金は福岡県平均よりも低く、水道普及率は99.5%です。現在、当面の水需要には対応できますが、今後も安定した供給を維持するため、給水施設の維持・管理体制の保全を中間市に働きかけるとともに、節水意識の普及啓発などが必要です。

特に、災害発生などの緊急時における水の供給は基本的なライフラインとして重要で、非常時の水源確保について検討する必要があります。

## ○ 下水道 ○

遠賀町の下水道は、農業集落排水として平成9年度に老良地区、平成11年度に尾倉・若葉台地区、平成17年度には遠賀北部地区で供用を開始しました。さらに、遠賀川下流域関連公共下水道が、平成15年度に一部供用を開始するとともに、民間開発住宅団地の污水处理施設を地域下水道として維持管理しています。これらの下水道計画区域外の地域は、小型合併処理浄化槽の設置を促進し、水質の保全を図っています。平成22年度末の污水处理人口普及率は約91%で、このうち遠賀川下流域関連公共下水道が約43%、農業集落排水が約11%、合併処理浄化槽(地域下水道含む)が約37%です。一方で、平成22年度末の行政人口に対して実際に下水道を使用している人の割合は約84%で、早期接続が課題となっています。住民意識調査では、「下水道等の整備(し尿処理、排水処理)」が今後の取り組みで重要と思う項目の第1位(52項目中)になっており、施策の充実が強く求められています。

## 水道料金

	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	20m <sup>3</sup> 使用した場合の料金 (円)
遠賀町 (=中間市)	10	770	2,373
水巻町	10	1,417	3,797
岡垣町	10	1,000	2,800
北九州市	10	680	2,100
福岡県平均	—	—	3,518

(福岡県の水道、平成22年3月1日現在)

## ■ 主要な取り組み

## 【上水道の安定供給の促進】

- ・ 給水施設の維持・管理体制の強化を中間市へ働きかけます。
- ・ 節水意識の高揚を図るため、広報おんがや遠賀町ホームページ(HP)などで啓発に努めます。
- ・ 災害時などにおける水の安定供給を図るため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ北部福岡緊急連絡管<sup>※1</sup>の活用を検討します。

## 【下水道などの整備】

## ● 農業集落排水

- ・ 水洗化工事の促進を図るため、広報おんがやHPなどで啓発するとともに、経営安定化のための適正な使用料の設定に努めます。

## ● 公共下水道

- ・ 遠賀川下流域関連公共下水道の事業認可区域内の計画的な整備を図り、特に、人口密集地域における整備に取り組みます。
- ・ 水洗化工事の促進を図るため、広報おんがやHPなどで啓発するとともに、経営安定化のための適正な使用料の設定に努めます。

## ● 地域下水道

- ・ 適正な維持管理に努めるとともに、経営安定化のため公共下水道への計画的な接続を図ります。

## ● 小型合併処理浄化槽

- ・ 下水道計画区域外における、小型合併処理浄化槽の設置を促進します。

※1 北部福岡緊急連絡管：地震のような自然災害や施設事故などの緊急事態に対する危機管理対策として、緊急時に水道用水を北九州市と福岡都市圏の間で相互に融通することができる連絡管。

# 自然と共生する快適なまちづくり

## 1-5 道路網の整備



前期基本計画

基本構想

前期基本計画

I 自然と共生する  
快適なまちづくりII はつらつと生活  
できるまちづくりIII 豊かな心を育む  
まちづくりIV にぎわいのある  
まちづくりV 自立した  
まちづくり

重点戦略

資料編

### ■ 現状と課題

#### ○ 国道 ○

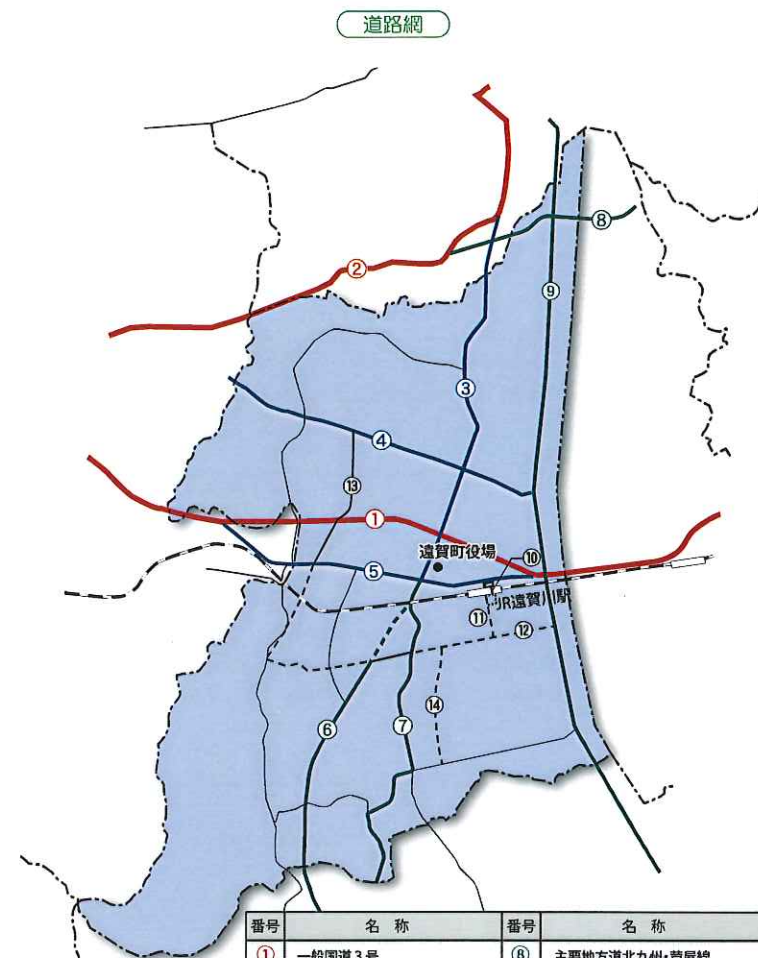
遠賀町の中央を東西に走る一般国道3号は、膨大な交通量による慢性的な渋滞が発生していましたが、今古賀交差点の4車線化と上り2車線の立体化により状況がやや緩和されています。しかし、下り2車線は依然として平面交差のまま、立体化の早期実現によるさらなる渋滞解消や交通安全の確保が求められています。

#### ○ 県道 ○

一般県道浜口・遠賀線や岡垣・遠賀線では、福岡県が景観や機能面に配慮した歩道などを整備しています。主要地方道宮田・遠賀線では、新たな跨線橋を整備中で、平成24年度には供用開始予定です。また、主要地方道直方・芦屋線や黒山・広渡線の一部区間は改良工事が完了していますが、遠賀町内外との物流や交流を支援する交通機能が十分な状況ではありません。一方で、未整備の都市計画道路は、社会状況の変化などを踏まえて平成22年度から見直しを実施しています。住民意識調査では、「幹線道路の整備(国道、県道等町外を結ぶ道路)」が今後の取り組みで重要と思う項目の上位に挙がっています。

#### ○ 町道 ○

遠賀町では、交通量の増加などに合わせて、計画的な町道の舗装改良や歩道の整備などに取り組んでいますが、住民意識調査では、「生活道路の整備(町道、住宅まわりの道路等)」が今後の取り組みで重要と思う項目の上位に挙がっています。



番号	名称	番号	名称
①	一般国道3号	⑧	主要地方道北九州・芦屋線
②	一般国道495号	⑨	主要地方道直方・芦屋線
③	一般県道浜口・遠賀線	⑩	都市計画道路遠賀川駅自由通路線
④	一般県道黒山・広渡線	⑪	都市計画道路駅南線
⑤	一般県道岡垣・遠賀線	⑫	都市計画道路老良・上別府線
⑥	主要地方道宮田・遠賀線	⑬	都市計画道路尾崎・上別府線
⑦	主要地方道宮田・遠賀線	⑭	都市計画道路木守・浅木線

平成23年4月1日現在  
(庁内資料)



# 自然と共生する快適なまちづくり

## I-5 道路網の整備



### ■主要な取り組み

#### 【幹線道路の整備】

##### ●一般国道3号

- ・今古賀交差点における下り車線立体化の早期実現に向けて、今後も継続して関係機関へ働きかけます。

##### ●主要地方道直方・芦屋線

- ・芦屋町と中間市方面を結ぶ主要地方道直方・芦屋線の改良区域の拡大を、関係機関へ働きかけます。

##### ●都市計画道路

- ・必要性や実現性を考慮しながら見直し、関係機関と連携して計画的な整備を図ります。

##### ●道路ネットワーク

- ・『遠賀町都市計画マスタープラン』に基づき、適正な道路ネットワークを検討します。
- ・遠賀郡内の物流や交流を促進する道路ネットワークを拡充するため、水巻町への架橋や岡垣町とを結ぶ道路網を検討します。
- ・町内をネットワーク化し、地域間を円滑に移動できる道路網を検討します。



一般国道3号の今古賀交差点



主要地方道直方・芦屋線

### 【生活道路の整備】

- ・老朽化した舗装など危険性のある箇所を補修するとともに、歩行者や車いす使用者などの安全性に考慮した歩道を検討します。また、『遠賀町狭あい道路拡幅整備促進計画』<sup>1)</sup>に基づき、安全で快適な生活道路の整備を図ります。

### 【橋りょうの長寿命化】

- ・『遠賀町橋りょう長寿命化修繕計画』<sup>3)</sup>を策定し、町道を構成する橋りょうの耐久性や安全性を高め、計画的な維持管理を図ります。



※1 遠賀町都市計画マスタープラン(平成21年度策定):都市づくりの具現性ある将来ビジョンを確立し、都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにした計画。

※2 遠賀町狭あい道路拡幅整備促進計画(平成23年度策定):幅員4メートル未満の狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)を拡幅整備し、災害に強い快適な住環境を作るための計画。

※3 遠賀町橋りょう長寿命化修繕計画(平成24年度策定予定):今後、老朽化した橋の修繕や架け替えには多額の費用が必要となることが予想されるため、橋の予防的な修繕や計画的な架け替えを実施し、修繕費用を削減するための計画。



# 自然と共生する快適なまちづくり

## 1-6 住宅・住環境の整備



### ■ 現状と課題

#### ○ 住宅事情 ○

遠賀町は、遠賀郡内で岡垣町に次いで持ち家率が高いことに加え、1世帯あたりの延べ床面積が広く良好な居住環境に恵まれています。着工新設住宅戸数は平成17年の213戸をピークに減少傾向が続き、平成22年には137戸になっています。一方で、平成20年住宅・土地統計調査では町内の空家率は約10%になっており、今後空き住宅の利活用が求められています。

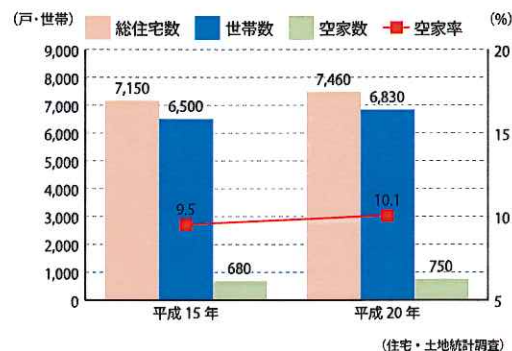
また、遠賀町の住宅耐震化率は平成22年度末現在、特定建築物<sup>※1</sup>が約71%、一般住宅が約73%で、住宅の安全性を確保するためには、『遠賀町耐震改修促進計画』<sup>※2</sup>の目標(平成29年度末で90%)達成に向けて、関係機関との連携が必要です。

#### ○ 公営住宅 ○

遠賀町の公営住宅の割合は、遠賀郡内で岡垣町に次いで低く、遠賀郡平均を下回っています。

また、既存の町営住宅の中には、老朽化に伴う施設の改善が必要なものもあり、今後その改修費用が増大することが課題になっています。

住宅数・空家数の推移



### ■ 主要な取り組み

#### 【既存住宅の有効活用の促進】

- ・ 広報おんがや遠賀町ホームページで、遠賀町内を中心とした福岡県内の空き住宅情報の提供を検討します。

#### 【安全・安心な住宅づくりの促進】

- ・ 関係機関と連携し、住宅の耐震改修やバリアフリー化などの安全・安心な住宅づくりに関する情報を提供するとともに、改修費用の助成を検討します。

#### 【町営住宅の適正な管理】

- ・ 『遠賀町営住宅長寿命化計画』<sup>※3</sup>に基づき、町営住宅の計画的な改修を図るとともに、設備改修などによる居住環境の改善に努めます。



町営住宅

※1 特定建築物:不特定多数の者が利用し、その用途分類に応じて一定の規模(面積・階数)を有するとして法に定められた建築物。

※2 遠賀町耐震改修促進計画(平成20年度策定):地震による建築物倒壊などの被害から住民の生命、身体および財産を適正に保護するために、国・県をはじめ地域住民などとの連携を図りながら、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための計画。

※3 遠賀町営住宅長寿命化計画(平成22年度策定):予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、町営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を図るための計画。

## (1) 公共交通

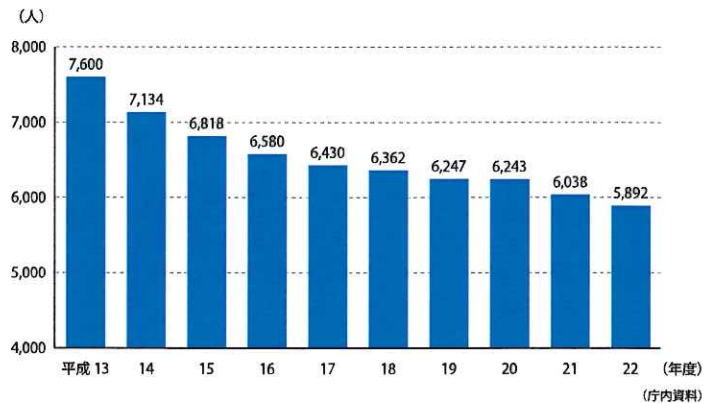
## ■ 現状と課題

遠賀町の玄関口であるJR遠賀川駅は、1日当たりの乗降客数が年々減少し、平成22年度には5,892人となっています。

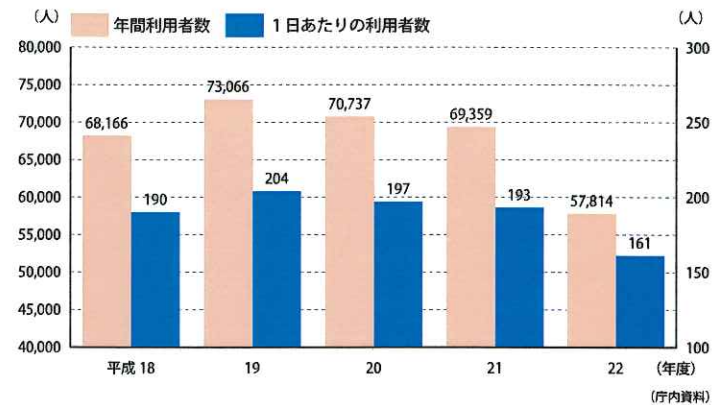
民間交通機関のバス路線は、町南部方面への1路線のみで非常に不便な状況です。そのため、平成17年度から町内全域を巡回する遠賀町コミュニティバスの運行を開始しましたが、その利用者数も平成19年度の73,066人をピークに年々減少し、平成22年度には57,814人となっています。

住民意識調査でも、「公共交通の充実(バス路線)」に対する住民満足度は第50位(52項目中)と低く、取り組みの充実が求められています。今後は、JR遠賀川駅南地区の開発に伴い、JR遠賀川駅周辺の交通結節機能の向上と町全体の公共交通網の整備を図る必要があります。

JR遠賀川駅1日当たりの乗降客数の推移



コミュニティバスの利用者数



## ■ 主要な取り組み

## 【公共交通の充実】

- 『遠賀町地域公共交通総合連携計画』に基づき、遠賀町コミュニティバスの路線・本数を見直すとともに、利便性の向上や利用者増を図るため、さまざまな車両の活用などを検討します。
- 高齢化の進行などによる買い物弱者対策を検討します。
- JR遠賀川駅を中心とした一体的な交通網の整備について、利用しやすい環境づくりを関係機関へ働きかけます。



遠賀町コミュニティバス

※1 遠賀町地域公共交通総合連携計画(平成21年度策定):公共交通・自動車・自転車・歩行者などのバランスの取れた地域交通システムを構築し、地域公共交通を通じて地域再生や活性化施策を定めた計画。



## (2) 地域情報化

### ■ 現状と課題

遠賀町では、『遠賀町地域情報化計画』<sup>1</sup>に基づき、地域イントラネット<sup>2</sup>の整備や遠賀町ホームページ(HP)のリニューアルを実施し、暮らしの情報・議会情報・イベント映像の配信や施設予約状況の確認など、住民サービスの向上を図っています。

HPのアクセス数は年々増加し、平成22年度には年間11万件を超えています。しかし、民間通信事業者の光ケーブル<sup>3</sup>回線の整備は、一般国道3号周辺や住宅団地周辺など、利用者が多く確保できる地域に限られており、情報通信基盤の整備状況はまだ十分ではありません。

住民意識調査では、「遠賀町ホームページの見やすさ・内容等」に対する満足度は第10位(52項目中)と比較的高いものの、「光ケーブル等高速回線の整備状況」に対する満足度は第47位(52項目中)と低くなっています。今後は、『スマート・ユビキタスネットワーク社会実現戦略』<sup>4</sup>に基づき、より進化したユビキタスネットワーク社会<sup>5</sup>の実現に向けて、遠賀町における情報通信基盤の整備促進を図る必要があります。

また、消費生活相談には、有料サイトの架空請求に関する相談が多く、ネット犯罪の被害防止に向けた意識啓発が必要です。



※1 遠賀町地域情報化計画(平成23年度策定):IT(情報通信技術)を活用した住民サービスの向上や効率的で高度な行政運営の実現に向けた計画。  
 ※2 地域イントラネット:地域の教育・行政・福祉・医療・防災などサービスの高度化を図るため、学校・図書館・公民館・役場などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。  
 ※3 光ケーブル:電気信号を光に変えて通信を行う光通信で使用するケーブル。大容量のデータを伝送することができ、信号の減衰が少ないため通信速度が低下しにくい。  
 ※4 スマート・ユビキタスネットワーク社会実現戦略:すべての国民が情報通信技術を安心して利用でき、その恩恵を享受することができるように、遍在する(ubiquitous)情報通信技術が普遍的に利用者に受け入れられる「より進化したユビキタスネットワーク社会」の実現を目指したもの。

### ■ 主要な取り組み

#### 【ユビキタスネットワーク社会の推進】

##### ● 通信基盤

- 『遠賀町地域情報化計画』に基づき、町内の情報化を推進し、住民サービスの向上を図ります。また、地上デジタル放送の活用を関係機関へ、情報通信基盤の整備を民間通信事業者へ働きかけます。

##### ● 情報通信

- 遠賀町中央公民館に整備したパソコンルームを活用し、パソコン教室などを通じて、情報リテラシー<sup>6</sup>の向上とネット犯罪の被害防止に向けた意識啓発に努めます。
- 小中学校におけるICT<sup>7</sup>教育を推進するとともに、SNS<sup>8</sup>など情報通信における双方向コミュニケーションシステムの構築を検討します。
- 遠賀町メールマガジンの導入やインターネットテレビの活用など、多方面からの情報提供のあり方を検討します。



パソコン教室

※5 ユビキタスネットワーク社会:だれでも、いつでも、どこでも情報を利用できる社会。  
 ※6 情報リテラシー:情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱ううえで、必要となる基本的な知識や能力のこと。  
 ※7 ICT(Information & Communications Technology):インターネットや携帯電話などの通信を利用し、情報・知識を共有することやコミュニケーションを取ることに重要性をおいた情報通信などの技術の総称。  
 ※8 SNS(Social Networking Service):人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。



# II

## はつらつと生活できる まちづくり

### II-1 福祉サービスの充実

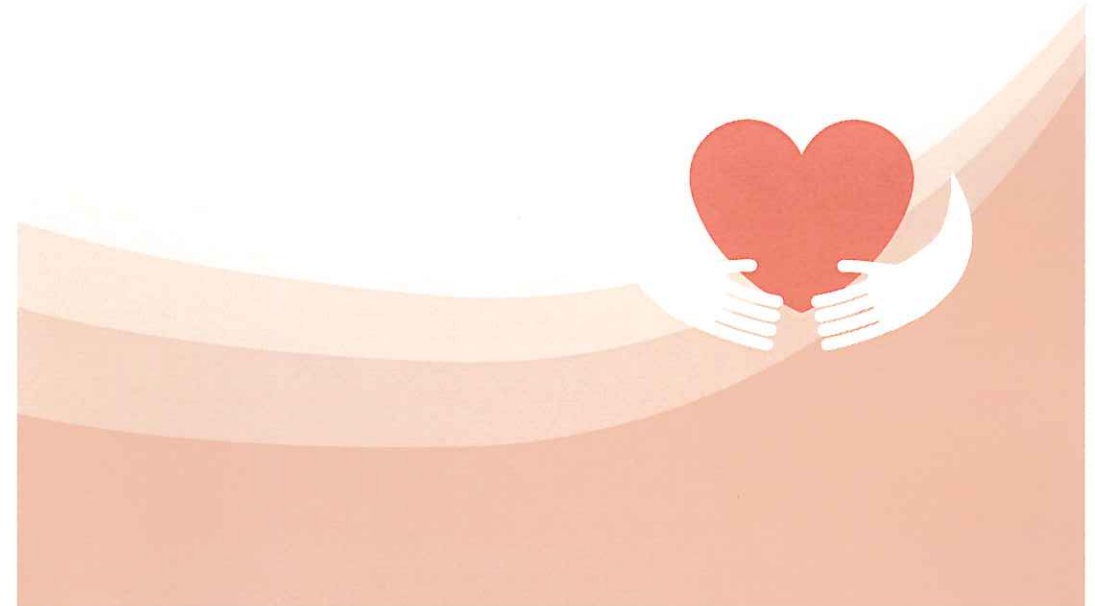
- (1) 児童福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 障害者福祉
- (4) 低所得者支援

### II-3 健康づくり

### II-4 年金制度の推進

### II-5 福祉ネットワーク網の充実

### II-2 医療体制の充実



## (1) 児童福祉

## ■ 現状と課題

## ○ 子育て支援 ○

遠賀町では、『遠賀町次世代育成支援後期行動計画』に基づき、民間の保育所3園で乳児保育・延長保育・障害児保育を、うち2園で一時保育を行っています。さらに、遠賀中間医師会おんが病院内の「ぞうさんルーム」では病児・病後児保育を行っています。また、平成22年度から育児不安を軽減し、楽しい育児を支援するため、ふれあいの里センター内に子育て支援ひろば「ぐっぴい」を開設し、育児に関する情報提供などを実施しています。

遠賀町の乳幼児・子ども医療制度は、就学前までの入院・外来における医療費や小学校6年生までの入院における医療費の自己負担相当額を所得に関係なく全額公費負担しています。さらに、ひとり親家庭等医療費支給制度により、母子家庭や父子家庭などにおける医療費の自己負担軽減を図っています。

学童保育は、3つの小学校区の専用施設で放課後における留守家庭児童の生徒指導などを行っています。近年、登録児童数が増加傾向にあり、その受け入れ体制が課題となっています。

## ○ 子どもの保護 ○

近年、児童虐待が急増し、全国的な社会問題の1つとなっているため、関係機関と連携した虐待防止の体制づくりとともに、虐待や権利侵害を未然に防ぐ意識啓発が求められています。また、児童虐待につながる状況を防止するためには、子育てに孤立感を持つ保護者などを地域で支え、不安をやわらげる支援が必要です。

## ■ 主要な取り組み

## 【子育て支援環境の充実】

- ・ 利用人数の拡大や保育ニーズに対応するため、乳児保育や病児・病後児保育などの受け入れ体制の拡充を検討します。
- ・ 利用しやすい施設運営を図るため、地域子育て支援拠点事業運営会議と連携し、子育て支援ひろば「ぐっぴい」の事業内容を検討します。
- ・ 役場やその他の公共施設における、さらなる子育てに関する相談・対応体制の拡充を検討します。
- ・ 子育てしながら働きやすい環境づくりを推進するため、保育料のさらなる細分化を検討します。
- ・ 子どもを健やかに安心して育てることができる環境づくりを推進するため、乳幼児・子ども医療制度の拡充を検討するとともに、ひとり親家庭等医療費支給制度を継続します。
- ・ 学童保育希望者をすべて受け入れるため、小学校の余裕教室を活用するなど待機児童がないように受け入れ体制の拡充を検討します。



ぐっぴい

## 【虐待防止体制の強化】

- ・ 保育所や小中学校での見守り、また、主任児童委員<sup>※1</sup>や民生委員・児童委員<sup>※2</sup>などの見守りによる体制の充実を図り、虐待の早期発見に努めます。また、虐待が認められたときや疑いがある場合、福岡県宗像児童相談所や福岡県宗像遠賀保健福祉環境事務所と連携し、児童の保護に努めます。さらに、遠賀町要保護児童対策地域協議会<sup>※3</sup>において、地域や関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止活動を実施します。

※1 遠賀町次世代育成支援後期行動計画(平成21年度策定):遠賀町の子どもや子育ての悩み・問題などの解決に向け、今後の取り組みの方向性や目標を総合的に定めた計画。

※2 主任児童委員:不登校、いじめなど児童問題に関して、専門的に取り組んでいる人、町内に2人配置されている。

※3 民生委員・児童委員:病気や介護・育児など地域でのさまざまな日常的相談に対して、役場と連携しながら対応する人。各地区に1人以上配置されている。

※4 遠賀町要保護児童対策地域協議会:児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置された協議会。要保護児童の早期発見と適切な保護を目的として、要保護児童とその保護者に対する支援の内容に関して協議を行う機関。



### (2) 高齢者福祉

#### ■ 現状と課題

##### ○ 高齢者福祉サービス ○

超高齢社会の進行に合わせて、遠賀町でも要介護認定者の増加が予測され、居宅での介護力の確保が今後の課題になっています。

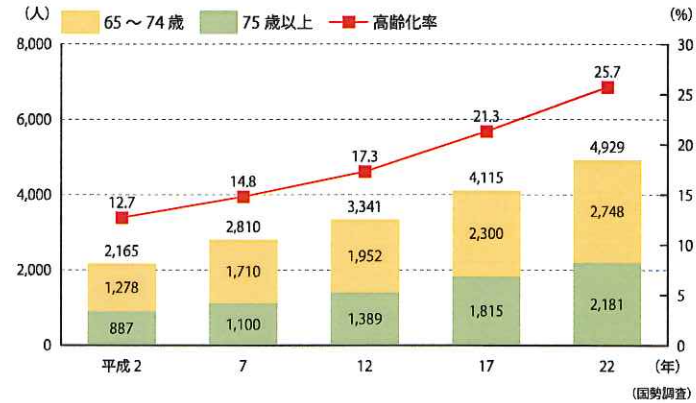
遠賀町では、福祉サービスの充実として『遠賀町高齢者保健福祉計画』に基づき、遠賀町社会福祉協議会と連携して、いきいきデイサービス<sup>※1</sup>などを実施するとともに、平成18年度からは新たな介護予防事業を開始するなどサービス内容を拡充しています。さらに、福岡県介護保険広域連合では、高齢者の状態に応じたさまざまな介護サービスを提供しています。平成18年度には、高齢者の生活を総合的に支援する中核拠点として遠賀支部地域包括支援センターが創設され、介護予防マネジメント<sup>※3</sup>を実施していますが、近年は認知症などに対する相談が増加し、その対応が求められています。

また、高齢者福祉施設は広域利用が進んでいますが、入所待機者が多く、今後さらに増加することが予測されるため、利用者の拡大に対応することが求められています。

##### ○ 生きがい対策 ○

今後、団塊の世代が高齢期を迎えることから、技術や経験を持った元気な高齢者の増加が予測されます。遠賀町では高齢者の生きがいづくりとして、高齢者が地域社会に参加し、経験と能力を生かす場である遠賀町シルバー人材センターや老人クラブを支援しています。しかし、遠賀町シルバー人材センターは、国からの支援の縮減や景気の衰退による就労機会の減少などにより、稼働が困難になってきています。一方で、老人クラブは各クラブでの活動は活発なもの、会員の減少や高齢化による役員の手不足などの課題を抱えています。

高齢者数・高齢化率の推移



高齢者福祉サービス(介護保険関連を除く)

サービス名	サービス内容
配食サービス事業	健康管理や配達時の見守りを兼ね、1食当たり400円の自己負担で週5回弁当を配達するもの
軽度生活援助事業	日常生活の軽度な作業を支援するもの
介護用品給付事業	在宅の要介護者の介護に対する経済的援助を目的として、紙おむつなどの現物給付を行うもの
寝具洗濯サービス事業	不衛生になりがちな寝たきり高齢者の寝具の洗濯消毒を年1回行うもの
在日外国人高齢者福祉手当	日本国籍を有しない高齢者で公的年金などを受給していない人に年額84,000円の手当を支給するもの
送迎サービス事業※	常時車椅子を必要とする高齢者などに対し、リフト車にて送迎を行うもの(利用は所得制限有り)
福祉機器の貸与※	医療機関からの一時的な退院や一時的な備病などにより、福祉用品が必要な人に福祉機器を貸与するもの
生活サポート事業※	介護認定が非該当の要介護者、または高齢者一人世帯が自立した生活ができるようにヘルパーを派遣するもの
緊急通報装置設置事業	心身に不安を抱える高齢者が緊急時に消防署などへ通報できるシステム機器を設置するもの
在宅介護支援センター事業	在宅高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、緊急通報装置の通信先として24時間体制で対応するもの
福祉ネットワーク事業※	住み慣れた地域で安心して生活できるように区長や民生委員・児童委員などが連携して高齢者の見守りやサロン活動などを行うもの
高齢者等相談事業	高齢者の日常生活におけるあらゆる相談に応じるもの(毎月第2木曜日は弁護士による相談業務)
はいかい高齢者等SOSネットワークシステム	認知症高齢者や要保護者のはいかい行動による行方不明事案に対して折尾警察署を中心とした関係機関と連携して対応するもの
いきいきデイサービス※	閉じこもり防止、生活機能の低下予防や維持向上のため、リズム体操・レクレーション・ふれあい教室を行うもの
高齢者インフルエンザ予防接種事業	65歳以上の接種希望者などに接種料金の一部を補助することで、インフルエンザの流行・重症化を抑えるもの
老人日常生活用具給付等事業	要介護老人および一人暮らしの老人に対し、電磁調理器・緊急通報装置・火災警報器などを給付するもの
二次予防事業通型介護予防※	二次予防事業対象者に運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上を図るケアプログラムを展開するもの

注:※は遠賀町社会福祉協議会が実施主体

(庁内資料)

※1 遠賀町高齢者保健福祉計画(平成20年度策定): 超高齢社会に備えるため、基本的な政策目標を定め、その実現に向けた取り組みを定めた計画。

※2 いきいきデイサービス: 介護保険で自立できると判定された人を対象に、引きこもり防止や身体機能の維持を図り、生きがいのある在宅生活を過ごせるようリズム体操などのレクリエーションを通じて支援する事業。

※3 介護予防マネジメント: 介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるように、適切な管理を行うこと。

## 高齢者福祉施設

名称	サービス内容	規模	開設年	設置者
遠賀園	介護老人福祉施設	70人	昭和57年	社会福祉法人筑前会
遠賀いそべ病院	介護療養型医療施設	45床	平成7年	医療法人陸信会
遠賀静光園	養護老人ホーム	60人	昭和35年	遠賀・中間地域広域行政事務組合
ふれあいの里センター	デイサービスセンター (生きがいデイ)	20人	平成7年	遠賀町
遠賀町在宅介護支援センター	老人介護支援センター	—	平成6年	遠賀町
グループホームあおぞら	認知症対応型共同生活 介護事業所	9人	平成16年	(有)あおぞら介護サービス
グループホームきもりの家	認知症対応型共同生活 介護事業所	18人	平成16年	(有)ユニコ商事
グリーンリーフ遠賀	認知症対応型共同生活 介護事業所	9人	平成23年	(有)サンコー

(庁内資料)

## ■ 主要な取り組み

## 【高齢者福祉サービスの充実】

## ● 在宅サービス

- 超高齢社会において福祉サービスの水準を維持していくため、所得に応じた自己負担額の設定などを検討します。
- 遠賀町地域包括支援センターを役場内に設置するとともに、高齢者支援を一本化する地域包括ケアを推進し、認知症などの処遇困難事例に対する相談体制を強化します。

## ● 施設サービス

- 待機者状況などを十分に把握し、地域密着型施設の整備促進を図ります。

## 【生きがい対策と社会参加の促進】

- 遠賀町シルバー人材センターへの公共事業の事業委託などにより、高齢者の経験と能力を生かす場の創出を図ります。また、関係機関と連携し、専門的分野における人材派遣の活用などを検討します。
- 老人クラブの活性化や地域における役割、経験と能力を生かす機会の創出に資する支援策を検討します。

※1 地域活動支援センター：障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

※2 日中一時支援事業者：障害者(児)に日常的な訓練などを行うとともに、一時的に預かることで、その家族を支援する民間事業者。

## (3) 障害者福祉

## ■ 現状と課題

## ○ 障害者福祉サービス ○

遠賀町の障害者数は年々増加しており、扶養義務者の高齢化などに合わせて、家庭での負担が大きくなっている状況です。そのため、障害者が自立した生活や社会参加ができるように、在宅福祉施策の充実や障害者自立支援法によるさまざまなサービスの提供が求められています。

遠賀町では、障害児の放課後や長期休暇中の活動の場として、島門小学校の余裕教室を利用した、障害児学童保育を実施しています。

また、障害者福祉施設は、遠賀郡内で連携してサービスの提供に取り組んでおり、町内には就労支援や生活支援を行う施設が5か所あります。遠賀町にある地域活動支援センター<sup>1</sup>は遠賀郡4町で運営することで活動の質が向上し、利用者が増加していますが、平成21年度に日中一時支援事業者<sup>2</sup>が撤退するなど、特に障害児などの活動や一時利用の場が少なくなっている状況です。今後は広域連携によるサービスの維持・向上を図るとともに、相談体制を充実させる必要があります。

## ○ ユニバーサルデザインのまちづくり ○

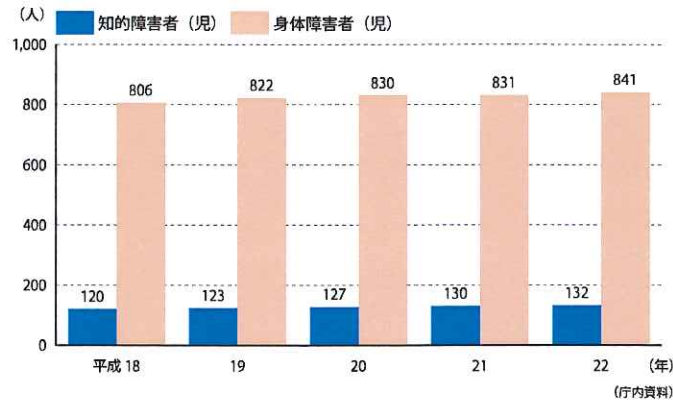
遠賀町では、『遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画<sup>3</sup>』に基づき、安心して生活できる環境整備として、遠賀町中央公民館・地区公民館・遠賀コミュニティセンター・道路など公共施設の改善を推進してきました。今後も、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が利用しやすく円滑に移動できる施設づくりなど町内全域がユニバーサルデザインになるまちづくりが求められています。

また、一人ひとりが障害者に対する理解を深め、だれもが日常生活において気配りや手助けを自然に行う、心のバリアフリーに対する啓蒙も求められています。

※3 遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画(平成15年度策定)：ユニバーサルデザインのまちづくりにより、だれもが自立して快適に暮らせる生活環境を確保し、遠賀町における福祉のまちづくりへの取り組みや進め方についてまとめた計画。



心身障害者数の推移



遠賀郡内の障害者福祉施設

所在地	名称	サービス内容	規模(人)	設置者		
遠賀町	障害者支援センターさくら	生活介護	30	遠賀町 (※運営は遠賀郡4町)		
		地域活動支援センター	10			
	四方の里	施設入所支援	50		社会福祉法人桃李会	
		生活介護	50			
	つくしんぼ	短期入所	—			社会福祉法人政憲会
		共同生活介護(ケアホーム)	2			
ワークセンターおんが	共同生活援助(グループホーム)	2	特定非営利法人きめた			
	就労継続支援(B型)	10				
ていだ遠賀	就労移行支援(一般型)	10		社会福祉法人遠賀中間会		
	就労継続支援(B型)	20				
芦屋町	みどり園	生活介護			24	特定非営利法人障がい者Y Yくらぶ
		就労継続支援(B型)			26	
		就労移行支援(一般型)	10			
水巻町	障がい者Y Yくらぶ	地域活動支援センター	10		社会福祉法人めぐみ会	
		施設入所支援	50			
	水巻学園	生活介護	50	特定非営利法人はまゆう会		
		短期入所	—			
		自立訓練(生活訓練)	6			
岡垣町	ワークはまゆう	就労継続支援(B型)	10			社会福祉法人日本働業者更生会
		地域活動支援センター	10			
	グループホームはまゆう	共同生活援助(グループホーム)	6		社会福祉法人岡垣障社会	
		施設入所支援	50			
希望舎	生活介護	30	社会福祉法人岡垣障社会			
	就労継続支援(B型)	10				
いごいの里	地域活動支援センター	5		社会福祉法人つつみ会		
	くすのき	児童デイサービス				30
こすもす園	施設入所支援	50			社会福祉法人つつみ会	
	生活介護	50				
あゆみヶ丘	短期入所	—	社会福祉法人つつみ会			
	就労継続支援(B型)	30				
		共同生活援助		30		

(市内資料)

### ■ 主要な取り組み

#### 【障害者福祉サービスの充実】

##### ● 在宅生活の支援

- 『第3期遠賀町障害福祉計画』に基づき、在宅支援サービスの充実を図るとともに、既存施設を利用したサービスを継続します。
- 障害児学童保育を継続し、障害児の活動の場の確保に努めます。

##### ● 活動支援

- 障害者の活動を支援するため、公共施設における軽作業の事業委託などにより、雇用の創出を図ります。

##### ● 広域対応

- 多岐にわたる障害の種類やニーズに対応するため、周辺自治体や障害者施設と連携し、障害児などの活動・一時利用の場の確保を図るとともに、広域的な相談体制や相談支援事業を検討します。

#### 【障害者に優しい環境づくりの推進】

- 『遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画』に基づき、町内のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、ノーマライゼーション<sup>2</sup>の理念を啓発します。
- 障害者福祉に対する意識の高揚を図り、手話講座などへの参加促進や障害者支援団体への協力を促進します。

※1 第3期遠賀町障害福祉計画(平成23年度策定):障害者自立支援法に基づき、障害者(児)がその有する能力および適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者(児)の福祉の増進を図るための計画。

※2 ノーマライゼーション:障害者や健康者を区別することなく、お互いがともに社会生活を送ることが正しく、望ましい姿であるという社会福祉における考え方。ソフト・ハード両面の取り組みも含まれる。

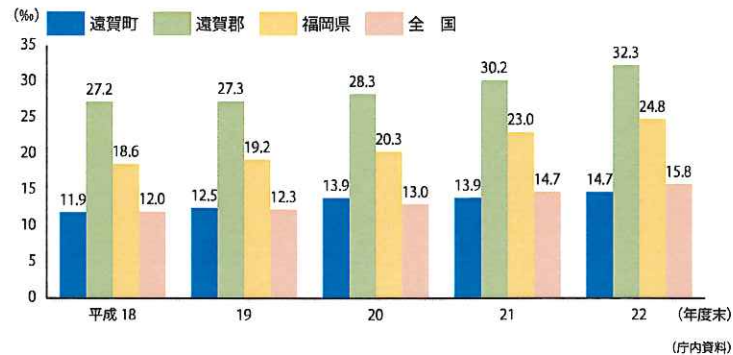
## (4) 低所得者支援

## ■ 現状と課題

社会情勢の変化や景気の低迷などの影響で、低所得者層が増加しています。また、労働者派遣法の改正により、非正規雇用のすそ野が広がったことで、従来のフリーターに加え、家計を支える担い手の多くが派遣社員などの非正規雇用者になっている状況です。そのため、正規・非正規間の雇用条件の格差やワーキングプア<sup>※1</sup>などが社会問題になっています。さらに、低所得になりやすい高齢者一人世帯・障害者・母子家庭なども今後増加すると予測されています。

遠賀町でも同様の状況にあると考えられ、生活保護率は福岡県内・遠賀郡内平均を下回るものの、全国と同水準で推移しています。そのため、ケースワーカーや民生委員・児童委員などの協力により、被保護世帯に対して自立に向けた相談や支援を実施していますが、高齢や病気などで働くことが困難な世帯が多く、社会から孤立しがちな被保護世帯の自立を促進する取り組みが求められています。

生活保護率の推移



## ■ 主要な取り組み

## 【自立支援体制の充実】

- ・ 就労支援員<sup>※2</sup>やケースワーカーを中心に、遠賀町民生委員・児童委員協議会や関係機関との連携を強化し、低所得世帯の生活改善を図り、自立を支援します。



※1 ワーキングプア：正規雇用者並み、あるいは正規雇用者としてフルタイムで働いてもギリギリの生活でさえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者層のこと。働く貧困層と解釈される。

※2 就労支援員：各福祉事務所などにおいて、低所得者の就業に関する相談などを行う専門の支援員。



### ■ 現状と課題

#### ○ 医療サービス ○

遠賀町には、診療所が22か所、病院が3か所あります。救急医療として、平成21年度から遠賀中間医師会おんが病院内の遠賀中間地区休日急病センターで日祝日の昼間に一次医療、夜間に電話相談事業を実施しており、利用者は増加傾向です。

さらに日祝日と夜間には、遠賀郡4町と中間市・北九州市が連携し、病院群輪番制病院等運営事業<sup>2</sup>による二次医療<sup>3</sup>を実施しています。住民意識調査では、「消防・救急体制の整備」が今後の取り組みで重要と思う項目の第7位(52項目中)になっており、救急体制のさらなる充実が求められています。

#### ○ 健康保険 ○

国民健康保険や後期高齢者医療制度における一人あたりの医療費が年々増加しており、両医療費の適正化を図るための対応が求められています。



※1 一次医療：外来診療で対応できる程度の医療。

※2 病院群輪番制病院等運営事業：地域内の病院群が共同運営して、日祝日・夜間などにおける重症救急患者などの二次医療を実施している。

※3 二次医療：入院が必要な状態の医療。そのほか、脳卒中など重篤な医療を実施する三次医療と大学病院などで最先端の医療を実施する高度医療がある。

### ■ 主要な取り組み

#### 【医療・救急サービスの充実】

- ・遠賀中間医師会や周辺自治体における医療機関との連携を強化し、医療体制や救急業務の充実を図ります。
- ・広報おんがや遠賀町ホームページなどにより、救急医療情報の周知を図ります。

#### 【国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定運営】

##### ● 医療費の適正化

- ・特定健康診査・特定保健指導<sup>4</sup>、健診結果相談会を推進し、生活習慣病の予防・早期発見により医療費の抑制に努めます。
- ・ジェネリック医薬品<sup>5</sup>の啓発に努め、利用を促進することで医療費に対する一人ひとりの意識高揚を図ります。

##### ● 納付率の向上

- ・国民健康保険制度の啓発や国民健康保険税に対する理解促進などにより、保険税の納付率向上を目指します。
- ・福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の啓発などに努め、保険料の納付率向上を目指します。

※4 特定健康診査・特定保健指導：メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的として、40歳から74歳までの医療保険加入者(妊婦などを除く)を対象に、平成20年4月から新しい制度として始まった健康診査・保健指導。

※5 ジェネリック医薬品：新薬の特許が切れた後に販売される新薬と同じ有効成分を含んだ薬。安価でありながら新薬と同等の効果が得られ、後発医薬品ともいう。

## ■ 現状と課題

## ○ 母子保健 ○

遠賀町では、妊娠期から乳幼児期までの相談・健康診査・新生児訪問など、安心して子育てに取り組むための支援を実施しています。特に、赤ちゃん訪問やすくすくひろば(乳児相談)は利用者が多く、出産直後からの育児不安の解消に役立っています。しかし、その中でわんぱく教室は参加者が減少傾向で、内容の見直しなどが課題になっています。



わんぱく教室

## ○ 健康診査・予防事業 ○

高齢者の医療の確保に関する法律<sup>※1</sup>により、平成20年度から各保険者が特定健康診査・特定保健指導を行うことになりました。遠賀町では『遠賀町特定健康診査等実施計画』<sup>※3</sup>に基づき、40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドローム<sup>※4</sup>に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見による重症化や合併症の抑制、生活の質の維持向上を図り、医療費の抑制に努めています。健康診査は、各地区公民館での集団健診や各医療機関での個別健診として実施していますが、受診率の向上が課題になっています。また、75歳以上の高齢者には、福岡県後期高齢者医療広域連合が各医療機関で後期高齢者健康診査を実施するとともに、健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診でも受診できるようになっています。

平成21年度から病気の早期発見・早期治療を促進するため、女性の節目の年齢における乳がん・子宮がん検診を、平成23年度からは男女の節目の年齢における大腸がん検診を公費負担で実施しています。

また、予防事業として平成17年度から始まった予防接種の広域化制度により、福岡県内のどの加入医療機関でも予防接種を受けることができるようになっていますが、意識啓発や制度の周知、接種率の向上が課題になっています。介護予防では、二次予防事業対象者<sup>※5</sup>には介護予防教室を実施し、要介護状態への移行を予防していますが、対象者の把握が難しく参加者が少ない状況です。また、認知症などに対する教室の実施も検討する必要があります。

※1 わんぱく教室：乳幼児とその保護者を対象に親子で遊びながら学び、相談を受ける教室。

※2 高齢者の医療の確保に関する法律：国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成や保険者による健康診査などの実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者(75歳以上の人と65歳以上の障害がある人)に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設け、国民保健の向上および高齢者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。

## ■ 主要な取り組み

## 【母子保健事業の充実】

- ・相談や健康診査・訪問事業などを継続するとともに、周知徹底を図り、参加者のニーズを把握しながら内容の見直し・充実に取り組みます。

## 【健康診査事業の推進】

- ・特定健康診査の受診率向上を図るため、事業の啓発に努めるとともに、健診項目の拡充を検討します。また、健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診や各種がん健診との同時実施、各医療機関での個別健診を継続します。
- ・後期高齢者健康診査を受けやすい環境づくりとして、各地区公民館での集団健診や各種がん健診との同時実施を継続します。
- ・節目の年齢における乳がん・子宮がん検診や大腸がん検診の公費負担による実施を継続します。

## 【予防事業の拡充】

## ● 予防接種・保健指導

- ・予防接種の必要性や広域化制度の普及啓発に努め、接種率の向上を図ります。
- ・国の予防接種検討委員会の情報収集に努めながら、予防接種事業を推進します。
- ・特定保健指導・メタボリックシンドローム対策など、生活習慣病予防事業を推進します。

## ● 健康づくり教室

- ・介護予防事業が必要な人を把握する方策や、介護予防教室に認知症予防を追加するなど内容を検討します。
- ・リフレッシュ教室<sup>※6</sup>や悠遊ひろば<sup>※7</sup>など、ニーズや目的に応じた健康づくり教室を推進します。また、食生活改善推進会と連携し、食に関する正しい知識の普及啓発に努め、特に子どものいる家庭や若い世代への食育を推進します。
- ・遠賀町協働のまちづくり出前講座などを活用して、健康づくりに関する情報および知識の提供や意識の高揚を図ります。

※3 遠賀町特定健康診査等実施計画(平成20年度確定)：高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者について平成20年度から糖尿病などの生活習慣病に着目した健診および保健指導を行うことを示した計画。

※4 メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態。

※5 二次予防事業対象者：65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。

※6 リフレッシュ教室：肥満や糖尿病など生活習慣病予防のための運動を実施している教室。

※7 悠遊(ゆうゆう)ひろば：加齢により衰える体力・筋力などの向上を図るための運動を実施している教室。



## ■ 現状と課題

## ○ 国民年金制度 ○

健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした国民年金制度は、平成22年から社会保険庁に代わり新たに設立された日本年金機構が運営しています。しかし、国民年金保険料の納付率は50%台と低く、年金財政の安定化を促進するため、未納者に対して年金制度の啓発や保険料の納付勧奨に努める必要があります。

## ■ 主要な取り組み

## 【国民年金制度の啓発】

- ・年金事務所と連携して国民年金制度の啓発に努めるとともに、口座振替やコンビニ・インターネット納付などの利用を促進し、保険料の納付率向上を目指します。
- ・保険料納付免除制度の周知・勧奨に努めるとともに、窓口などにおける相談体制の充実を図り、年金受給権の確保に努めます。



## ■ 現状と課題

遠賀町には、各地区に組織された福祉ネットワークがあり、要支援者や高齢者一人世帯などを訪問する見守り活動のほか、介護予防型サロン事業として地区公民館を活用した体操・栄養教室や口腔ケアなどを行っています。また、遠賀町と遠賀町社会福祉協議会・遠賀郡消防本部・遠賀町在宅介護支援センターなどが連携し、相談・訪問事業を実施していますが、今後、高齢者の増加に合わせて認知症が増加することが予測され、家族でその悩みや不安などを抱え込むことがないようにするため、地域における見守り活動も求められています。

遠賀町では福祉意識の高揚とボランティア活動の活性化を図るため、小学生を対象にしたボランティア講座や、健康福祉まつりなどのイベントを実施しています。さらに、ボランティア団体は遠賀町社会福祉協議会と連携して、高齢者一人世帯のお世話や、読み聞かせ音声広報の作成などを行っています。

## ■ 主要な取り組み

## 【地域福祉連携体制の充実】

## ● 福祉ネットワーク網

- ・遠賀町社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、ネットワークづくりを推進するとともに、円滑なサービスを提供する体制の構築を検討します。
- ・認知症サポーター100万人キャラバン<sup>※1</sup>による認知症サポーターの育成を図り、地域における見守り活動を促進します。

## ● ボランティア活動

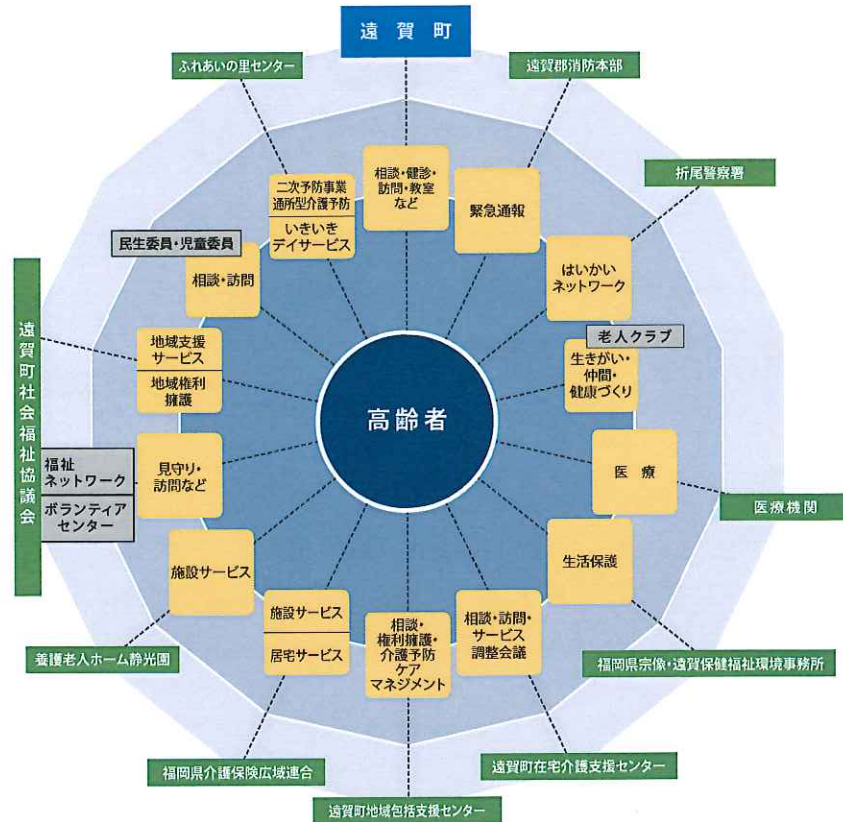
- ・ボランティア活動(団体)の周知や活性化を図り、ボランティア団体間の連携を促進します。
- ・関係機関と連携しながらボランティア講座を実施し、福祉意識の高揚とボランティアの養成を図ります。また、支援を必要とする人と活動をしたい人とのコーディネートに取り組み、ボランティア活動を支援します。

※1 認知症サポーター100万人キャラバン：厚生労働省による「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環。認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指している。

# はつらつと生活できるまちづくり

## II-5 福祉ネットワーク網の充実

福祉ネットワーク網





# III

## 豊かな心を育む まちづくり

III-1 学校教育環境の充実

III-2 生涯学習社会の充実

III-3 スポーツ・  
レクリエーションの充実

III-4 文化の伝承・創造



## ■ 現状と課題

## ○ 学校教育 ○

遠賀町には、民間の幼稚園が1園あり、お泊り保育・芋植え芋掘り・もちつき・作品づくりなどの体験学習を通じて、生きる力と知恵を身につけています。また、国では平成18年度に幼稚園と保育所の機能を兼ね備え、保護者に対する総合的な子育て支援を行う「認定こども園」を創設しましたが、町内にはまだありません。

遠賀町には小学校が3校、中学校が2校あり、小学校では遠賀高等学校の協力による花づくり活動、自然教室や稲作体験、中学校ではふれあい教室<sup>※1</sup>、職場体験や野外活動を中心とした体験学習を実施しています。

中学校での国際交流を主な目的としたニュージーランドとのホームステイ事業は、平成8年度から21年度までの14年間実施してきましたが、現在、ALT<sup>2</sup>を1名増員し、国際理解教育の推進に重点を置いた事業へと転換しています。また、小学校では平成20年3月の小学校学習指導要領の改訂により、平成23年度から外国語活動(英語)が小学校5・6年生の教育課程に位置づけられたため、ALTIによる国際理解教育を推進しています。

今後、少子化や社会情勢の変化などに対応するため、食育の推進などにより特色のある教育や教育環境への転換を検討する必要があります。

## ○ 教育相談・支援 ○

遠賀町では、発達障害児の就学など教育に関するすべての相談に応じる教育相談員を1名配置しています。さらに、中学校にはいじめや不登校に対応するためのスクールカウンセラーを1名配置していますが、教育相談員、スクールカウンセラーともに需要が多く対応に追われている状況です。

平成23年度時点では、障害のある児童・生徒のための特別支援学級が、小学校3校、中学校1校に設置されています。

## ○ 学校施設 ○

喫緊の課題であった学校施設の耐震化工事が、平成23年度に完了しました。施設のうちグラウンド・屋内運動場・プールなどを社会教育施設として有効活用していますが、老朽化している施設もあり、今後も安全・安心な施設整備が求められています。

※1 ふれあい教室：集団宿泊体験を通じて集団生活を体験しながら自然に親しみ、生徒相互の親睦を促すことを目的とした教室。

## ■ 主要な取り組み

## 【学校教育の推進】

## ● 教育環境

- ・ 幼稚園と保育所の連携による幼児教育の推移を見据えながら、幼稚園に対する支援を継続します。
- ・ 自ら学び、自ら考える能力を育成するため、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」を培う教育を推進し、人間として「生きる力」を学ぶさまざまな教育内容の充実を図ります。
- ・ 児童・生徒一人ひとりに指導が行き届くようにするため、少人数学級やチームティーチング<sup>※3</sup>など、きめ細かな指導を推進します。
- ・ ALT2名体制を継続し、国際理解教育を推進します。



ALT授業風景

- ・ パソコンの更新や校内LANの導入など、必要性を考慮しながら計画的な整備を図ります。
- ・ 研修プログラムを充実させ、使命感と指導力を持ち、児童・生徒および保護者、地域社会から信頼される教職員の育成を図ります。
- ・ 児童・生徒数の今後を見据え、長期的な視点に立って住民の理解を得ながら、学校運営の方向性や学校の統廃合などを検討します。
- ・ 学校給食の円滑な運営を図るため、必要に応じて施設や設備を改善するとともに、民間委託を検討します。

※2 ALT(Assistant Language Teacher):外国語授業で補助を行う助手。

※3 チームティーチング:複数の教師が協力して教育指導にあたる方式。



児童・生徒数の推移

(人)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校計	938	897	893	889	933
広渡小	221	218	232	218	224
浅木小	255	241	244	258	283
島門小	462	438	417	413	426
中学校計	559	548	511	493	459
遠賀中	375	362	366	354	346
遠賀南中	184	186	145	139	113

(庁内資料)

## ●食育の推進

- ・地産地消を推進するため、町内の農産物を学校給食に継続して取り入れるとともに、児童・生徒および保護者に対する食育を推進します。

## ●教育支援

- ・学校や家庭との連携を強化するため、教育相談員・スクールカウンセラーなどの拡充を検討します。
- ・障害の内容やニーズに応じて、特別支援学級の設置を図ります。

## 【学校施設の整備と活用】

## ●施設改修

- ・「公共施設安全度及び建物診断等調査」の結果に基づき、計画的な施設改修を図ります。

## ●施設の有効活用

- ・安全面や教育面を考慮しながら、社会教育施設などとしての有効活用を図ります。
- ・余裕教室などの地域への開放・共有化を推進し、地域住民の交流や活動の場としての有効活用を図ります。

※1 公共施設安全度及び建物診断等調査(平成22年度実施):学校教育施設の安全度、社会教育施設の老朽度に関する調査。



## ■現状と課題

## ○生涯学習○

遠賀町では『遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画』<sup>1)</sup>に基づき、遠賀町中央公民館を生涯学習の拠点、遠賀コミュニティーセンター・遠賀町ふれあいの里・遠賀町立図書館を関連施設として位置づけ、住民の学習活動を支援しています。遠賀町中央公民館は平成23年3月にリニューアルオープンし、多世代交流室や情報活動室などを新設するとともに、ユニバーサルデザインに基づく改修によりエレベーターや多目的トイレを整備し、だれもが利用しやすい施設として機能を強化しました。

また、遠賀町立図書館では講演会やおはなし会などの各種イベントの開催、子育て支援や住民の学習支援、環境保全の啓発などの学習活動を実施しています。

## ○自主的な学習活動○

社会教育施設では、住民やボランティア団体の自主的な活動支援として、施設の定期利用の促進を図り、公民館講座や町民学習ネットワーク事業を実施しています。しかし、町民学習ネットワーク事業では、住民の希望する講座メニューに偏りがあり、すべての分野において学習支援ができていない状況で、利用の少ない講座メニューを公民館講座として企画するなど幅広い学習機会の提供が必要です。さらに、講師となる新たな人材の育成・確保も課題になっています。

また、社会教育施設の中には改修が必要なものもあり、施設の利用促進に向けて、計画的な施設改修や利用しやすい施設運営を検討する必要があります。

## ○地域コミュニティ○

各地区公民館では、趣味・教養・スポーツの教室や講座など、さまざまなコミュニティ活動が行われています。しかし、校区単位での活動は活発とはいえ、今後は各区の連携による校区単位での活動を促進することが課題です。

また、少子高齢化・核家族化などによって、地域での人間関係が希薄になり、地域コミュニティの弱体化を招いています。そのため、青少年の時期から地域とのかかわりを育み、世代を超えた交流を促進する必要があります。そのような地縁<sup>2)</sup>をつなぐ活動として、遠賀町青少年育成町民会議では「春まつり」への参加や「青少年の主張大会」「サケの放流会」「ふるさと遠賀たこあげ大会」などを開催しています。また、地区公民館連合協議会ではごみ拾いボランティア活動やソフトバレー・グラウンドゴルフ大会などを行っています。

※2 遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画(平成23年度策定):子どもから高齢者までだれもが、いつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を目的とし、その実現のための具体的な目標や事業の方向性を示した計画。

※3 地縁:同じ土地に住むことによって生じる社会的関係。

### ■ 主要な取り組み

#### 【生涯学習機能の充実】

##### ● 生涯学習のまちづくり

- 『遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画』に基づき、だれもが、いつでも、どこでも自由に学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを推進します。

##### ● 生涯学習施設

- 遠賀町中央公民館を生涯学習の拠点として、町民文化祭をはじめとするイベントを開催するとともに、住民のさまざまな学習ニーズに対応した教室・講座の充実を図ります。
- 遠賀町立図書館を生涯学習の関連施設として、おはなし会をはじめとするイベントなどを継続し、住民の生涯学習活動を支援します。
- 施設運営に民間事業者の活力を生かしながら、さらなるサービスの向上や各種イベントの拡充を図ります。

##### ● 自主的な学習活動

- 公民館講座の内容と町民学習ネットワーク事業の講座メニューを充実させ、講座・事業の拡充や有志指導者の育成を図ります。
- ボランティア団体の学習活動を支援するとともに、ボランティア団体間の連携を促進します。

##### ● 施設利用

- 施設の利用促進を図るとともに、計画的な施設改修や施設予約システムの整備など運用面の改善を検討します。



公民館講座

※1 遠賀町コミュニティ活動活性化調査(平成22年度実施):より効果的・効率的なコミュニティ活動の活性化のための基本目標・基本方針、実施すべき取り組みを示したものを。

#### 【地域教育力の再生】

##### ● 地区公民館活動

- 地区公民館長研修を継続し、地区公民館活動の活性化と公民館相互の連携強化を図ります。
- 活動の拠点となる地区公民館の施設整備への支援を継続します。

##### ● 地域コミュニティ

- 「遠賀町コミュニティ活動活性化調査」に基づき、地域共生力<sup>2</sup>の向上につながるコミュニティ活動の活性化・充実を図ります。
- 地域や学校など、関係機関との連携を強化しながら、世代を超えた交流を図ります。
- 地域や遠賀町青少年育成町民会議、地区公民館連合協議会との連携を図り、青少年の心と体の健全育成やコミュニティ活動を促進します。



青少年の主張大会

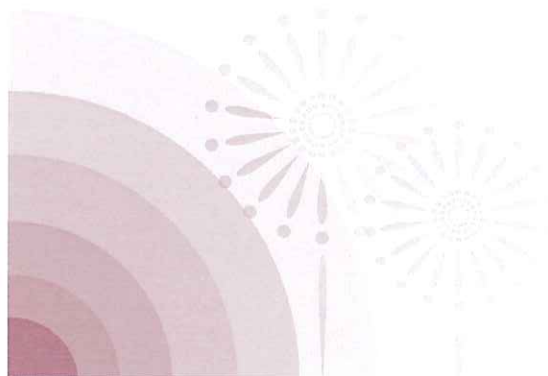
※2 地域共生力:地域自らが課題を発見・認識・共有・解決していく力。



### ■ 現状と課題

遠賀町には社会教育施設として、遠賀総合運動公園や遠賀町第1武道場などがあり、また、学校施設を社会教育施設として地域へ開放していることから、量的には一定水準に達していません。しかし、平成22年度に「公共施設安全度及び建物診断等調査」を実施した結果、老朽化により改修が必要と診断された施設もあります。

遠賀町では、スポーツ・レクリエーションに触れる機会として、手軽に楽しめ、体力の向上を図るふれあいウォーキングやスポレクおんがなどを実施するとともに、平成21年度からは子どもの基礎体力の向上を目的に幼稚園・保育園児と学童保育通所児童を対象にした親子運動セミナーや学童スポーツ教室を実施しています。今後は、スポーツ・レクリエーションの普及啓発や参加促進に向けて、関係機関と連携し、高齢者や仕事を持つ人も参加しやすいように開催曜日・時間や内容の見直しなどが必要です。また、一級河川遠賀川を活用した遠賀川漕艇場の町主催によるイベントは、「おんがレガッタ」に限られ、その来場者も少ない状況です。



### ■ 主要な取り組み

#### 【スポーツ・レクリエーションの推進】

##### ● 施設改修

- ・「公共施設安全度及び建物診断等調査」の結果に基づき、計画的な施設改修を図ります。

##### ● 施設利用

- ・施設の利用促進を図るため、施設予約システムの整備など運用面の改善を検討します。

##### ● 普及体制

- ・遠賀町体育協会<sup>1</sup>や遠賀町スポーツ推進委員<sup>2</sup>と連携しながら、スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、参加促進を図ります。
- ・遠賀川漕艇場の有効活用を図るため、漕艇事業の普及啓発に努めるとともに、競技人口の拡大として、レガッタ教室の内容の充実や指導者の育成を図ります。
- ・「おんがレガッタ」への参加促進や来場者増を図るため、町内外への広報活動に取り組むとともに、各区対抗レガッタを開催するなど普及啓発に努めます。



おんがレガッタ

※1 遠賀町体育協会：スポーツ環境の醸成と楽しく安全なスポーツ活動の実践をサポートしていく組織。

※2 遠賀町スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対してスポーツの実技指導やそのほかのスポーツに関する指導・助言を行う、スポーツに関心がある住民12名による委員。

### ■ 現状と課題

遠賀町には、豊前坊古墳群や島津・丸山古墳など多くの文化財があります。しかし、古墳を活用し整備した島津・丸山歴史自然公園、遠賀町の郷土文化を展示する民俗資料館は利用者が少ない状況です。そのため、文化資源を活用したイベントの開催やJR遠賀川駅での「パネル展」「まるっと遠賀(町内の施設をバスでめぐりツアー)」などを実施しており、文化財などの周知として今後も継続する必要があります。埋蔵文化財をはじめとする文化財は、遠賀川流域圏で類似性がみられるため、保存・活用に関して遠賀郡4町で連携する必要があり、社会教育振興協議会文化財部会<sup>※1</sup>において、知識や情報の共有化を図っています。

また、遠賀町の一部の地区では、おくんち・お宮座などの伝統行事やまつりが伝承され、新たな郷土芸能も発祥しており、未来へ継承していく必要があります。

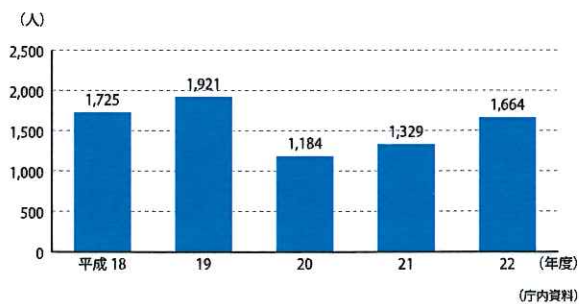
さらに、住民の文化意識高揚のため、住民サークル活動の活性化を図ることが求められています。

島津・丸山歴史自然公園イベント時の利用状況

	平成21年度	平成22年度
春の園遊会	29	50
秋の園遊会	28	1
小学校見学	149	33
観月コンサート	254	220
まるっと遠賀(町内めぐりバスツアー)	—	6
合計	460	310

(人)  
(市内資料)

民俗資料館の利用状況



### ■ 主要な取り組み

#### 【文化財の保存・活用】

##### ● 文化資源

- 島津・丸山歴史自然公園や民俗資料館の利用者増を図るため、町内外への広報活動やイベント内容の拡充に取り組みます。また、郷土の歴史や文化を未来へ継承する講座などを開催し、人材の育成や文化財に触れる機会の創出を図ります。



島津・丸山歴史自然公園



豊前坊古墳群

##### ● 広域対応

- 社会教育振興協議会文化財部会において、各種文化財の保存・活用方法を検討し、総合的な研究や業務の効率化を図ります。

#### 【地域文化活動の振興支援】

##### ● 伝統行事

- 地区の自主的な活動を支援するため、伝統行事や郷土芸能などの映像・音源保存を推進するとともに、地域イントラネットによる映像配信の利活用を検討します。



島津の山笠



老良の山笠

##### ● 文化活動

- 町民学習ネットワーク事業における有志指導者の紹介やサークルの会員募集、定期利用の促進など住民サークル活動を支援します。

※1 社会教育振興協議会文化財部会:遠賀郡各町における文化財担当職員で構成する組織。



# IV

## にぎわいのある まちづくり

IV-1 農業の振興

IV-3 新たな市街地の形成

IV-2 商工業の振興



### ■現状と課題

遠賀町では、農耕文化発祥地の1つとして稲作を中心に農業が発展し、現在でも農業が基幹産業になっています。農業構造は、稲作を中心とした大規模農業、稲作と野菜・果樹栽培を併用した併用型農業、露地野菜を中心とした小規模農業に分極化が進んでいます。

また、農業を取り巻く状況として、農家数や耕作面積がともに減少傾向で、担い手不足や農業従事者の高齢化、農業資材の高騰などの課題を抱えています。農業経営の面では、効率化が進んでいるものの、農業の大規模化や集落営農組織の育成などが不十分な状況です。さらに、相続などによる遊休農地が増加し荒廃が進むと周辺の環境悪化にもつながるため、農地所有者に対して適正な管理を促進する必要があります。

これまで、遠賀町の特産品である米のブランド化や地産地消を推進するため、ファームガーデン事業に取り組んできましたが、平成24年度から農作物ブランド化推進事業による農作物のブランド化に移行しました。一方で、野菜は施設園芸に取り組むなど多方面から収益の確保に努めています。遠賀町の基幹産業である農業を活性化するためには、恵まれた地域資源を活用し、農作物のブランド化や販路拡大に重点的に取り組む必要があります。

また、農業生産基盤や農村生活環境の整備、農用地などの保安全管理を推進していますが、今後は農業施設の老朽化などにより、計画的な改修が必要になっています。



### ■主要な取り組み

#### 【農業振興への支援】

- ・農業委員会や認定・志向農業者協議会などの活動団体において女性の参画を促進し、女性農業従事者の確保に努めます。
- ・農業の大規模化や施設・設備の共同利用を促進し、経営の効率化や担い手・集落営農組織の育成を図ります。
- ・農家数の減少などによる遊休農地の増加を抑制するため、農業委員による農地の適正な管理・指導を実施するとともに、売買や賃貸借のあっせんによる認定農業者などへの利用集積を図ります。
- ・農業講習や先進地視察などを継続し、後継者の育成を図るとともに、グリーンツーリズム<sup>1</sup>や農業体験など、農業への関心が高まる対策を講じます。

#### 【農業収益の確保】

- ・学校給食への地元農作物の使用を拡充し、地産地消に取り組むとともに、売れる米づくりとして減農薬・減化学肥料およびれんげの緑肥に特化した栽培指針や販売経路を確立し、米のブランド化を推進します。また、菜の花を活用した菜種油など、農作物の二次製品の創出による相乗効果を図ります。
- ・「安全・安心な食」をキーワードに農商工連携事業に取り組み、福岡・北九州2大都市圏域などへの販路拡大を図ります。

#### 【農業農村整備事業の推進】

##### ●農用地

- ・農地の担い手への集約を図り、生産性の高い優良農地の確保に努めます。
- ・農業農村整備事業などの事業実施基準の緩和を国へ働きかけるとともに、生産性や効率性の状況を考慮しながら、ほ場整備を検討します。

##### ●農業施設

- ・農地・水・環境保全管理支払交付金などを活用しながら、井せきや用排水ポンプなど、農業施設の長寿命化を図り、生産基盤の確保に努めます。

※1 グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。



## ■現状と課題

遠賀町の商業は、事業所数の約87%が小売業ですが、近年、小売・卸売業ともに事業所数・従業員数・年間販売額は、横ばいの状況です。

JR遠賀川駅周辺は、商業・業務の都市機能が集積していましたが、近年、にぎわいが少なく、駅を中心とした利便性の高い活気あるまちづくりが求められています。住民意識調査では、「駅・役場周辺のにぎわいのあるまちづくり」「駅前商店街・松の本商店街の活性化」に対する満足度はそれぞれ第52位、第51位(52項目中)と低くなっており、既存商店街を活性化するためには、特色のある店舗づくりやだれもが気軽に利用できる環境づくりが求められています。

一方で、商業施設の立地が進行している松の本・今古賀地区の一般県道浜口・遠賀線沿線では、福岡県による景観整備事業が実施され、遠賀町の新しいメインストリートになっています。また、一般県道浜口・遠賀線および主要地方道宮田・遠賀線における沿線の用途地域外では、新たな産業施設の立地が可能で、計画的な土地活用を図る必要があります。

遠賀町の工業は、金属製品製造業や一般機械器具製造業が多く、その工場の約83%が用途地域外に立地し、住宅と工場が隣接している箇所もあるため、良好な住環境と産業施設との調和が求められています。また、住宅団地と農地が混在する地域に関しても適切な土地利用を図る必要があります。

## 事業所数・従業員数・年間販売額の推移

		平成9年	11年	14年	16年	19年
事業所数 (事業所)	小売業	212	193	191	188	184
	卸売業	30	33	34	36	28
従業員数 (人)	小売業	1,214	1,163	1,334	1,280	1,232
	卸売業	236	254	294	325	494
年間販売額 (億円)	小売業	228	213	215	210	209
	卸売業	80	76	93	107	61

(商業統計調査)

## 工場の数

		用途地域内	用途地域外
従業員数	30人以上	3	8
	4~29人	6	38
	1~3人	6	25
合計		15	71

平成23年4月現在  
(庁内資料)

## ■主要な取り組み

## 【中心市街地・商店街の活性化】

- 『遠賀町商店街振興計画』に基づき、遠賀町商工会と連携して、商店街の振興方策を講じます。
- 一般県道浜口・遠賀線沿線とJR遠賀川駅周辺の一体的なにぎわいのある街並みの形成を図ります。

## 【幹線道路沿線の効率的な土地活用の推進】

- 一般県道浜口・遠賀線沿線の景観整備事業を継続するとともに、整備区域の拡大を関係機関へ働きかけます。また、生活の利便性を高める沿道型商業・業務施設の誘導に努めます。
- 主要地方道宮田・遠賀線沿線の整備拡充を関係機関へ働きかけるとともに、高家住環境整備用地や遠賀南中学校北側用地などの未利用公共用地の有効活用を図ります。
- 『遠賀町産業立地ビジョン』<sup>2)</sup>に基づき、幹線道路沿線における戦略的かつ適正な産業立地を促進します。

## 【調和の取れた土地利用の推進】

- 『遠賀町都市計画マスタープラン』に基づき、都市機能の計画的な配置による土地の有効利用と秩序ある市街地の形成を図ります。
- 『遠賀町国土利用計画』<sup>3)</sup>に基づき、自然や住環境と調和の取れた土地利用を推進します。さらに、「遠賀町開発行為に関する条例」などを活用し、周辺の住環境に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 用途地域外への新たな産業施設は、都市計画法などによる規制を検討しながら、住環境と産業施設との調和を図ります。

※1 遠賀町商店街振興計画(平成21年度策定):JR遠賀川駅前および松の本・今古賀商店街の活性化を図ることを目的とし、商店街マップの作成・配布など20のプロジェクトをまとめた計画。

※2 遠賀町産業立地ビジョン(平成20年度策定):産業の現状や課題を把握し、産業立地の基本理念と取り組みを示した計画。

※3 遠賀町国土利用計画(平成17年度策定):国土の利用に関する基本的事項についてまとめた計画。

## ■ 現状と課題

福岡県では、北部九州をアジア最先端の自動車生産拠点とするまちづくりに取り組んでいます。平成22年度に鞍手インターチェンジが開通し、遠賀町の交通利便性の良さをアピールできるようになり、自動車関連企業の誘致への追い風になっています。

JR遠賀川駅周辺地区では、『遠賀町産業立地ビジョン』に基づき、大規模集客施設の立地要件の確保および用途地域の見直しなどについて福岡県と協議を重ねてきましたが、まちづくり3法<sup>※1</sup>により用途地域の見直しには具体的な計画が必要とされている状況です。しかし、JR遠賀川駅南地区には、開発することができる広大な土地があり、平成18年度からの道路整備を起点にして、今後の民間開発による新たなまちづくりの可能性を秘めています。平成26年度に完成予定の北側駅前広場と南側駅前広場をつなぐ自由通路や基幹道路である駅南線、老良・上別府線の完成に合わせて、秩序ある都市開発の促進を図る必要があります。

今後、交通の利便性や福岡・北九州2大都市圏域への近接性を生かした産業や、周辺市町の産業に関連した企業の立地誘導に努めながら、住環境に優れた市街地の形成など豊かな暮らしの創造に向けた支援を検討し、土地利用の推進と産業の振興を図ることが求められています。

## ■ 主要な取り組み

## 【自動車関連企業などの誘致による土地活用の推進】

- 鞍手インターチェンジの開通などによりJR遠賀川駅南地区などの交通利便性の良さを情報発信するとともに、福岡県と連携しながら、北部九州における自動車生産拠点の一翼として、自動車関連企業や関連施設の誘致に努めます。

## 【駅南地区の新たなまちづくりの推進】

## ● 駅周辺地区への商業・サービス機能の導入

- JR遠賀川駅を中心とした交通結節機能を強化し、駅北側における商業地区と南側における商業・文化地域や駅前居住地域など、駅周辺地域の一体的な都市機能の集積によるコンパクトで生活利便性が高く、住んでみたいと思われるような市街地の形成を図ります。

## ● 駅南地区のまちづくり

- 『遠賀町都市計画マスタープラン』に基づき、都市基盤の中心拠点として秩序ある土地利用を図るため、駅南線、老良・上別府線などの基幹道路の整備や駅南地区への企業誘致を推進します。さらに、将来のまちのビジョンを明確に示し、地権者(まちづくり協議会)など関係団体との連携を強化しながら、用途地域を変更します。
- JR遠賀川駅や中心市街地に近い特性を生かし、民間事業者と連携しながらさまざまな年代や世帯の幅広いライフスタイルに応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。さらに、民間事業者の進出や定住人口の促進を図るため、税減免制度の拡充などを検討します。
- 緑豊かな公共空間と、ゆとりある街並み形成を図ります。



駅南広場完成イメージ図

※1 まちづくり3法：都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法の総称で、中心市街地を活性化させるための法律。



# V

## 自立したまちづくり

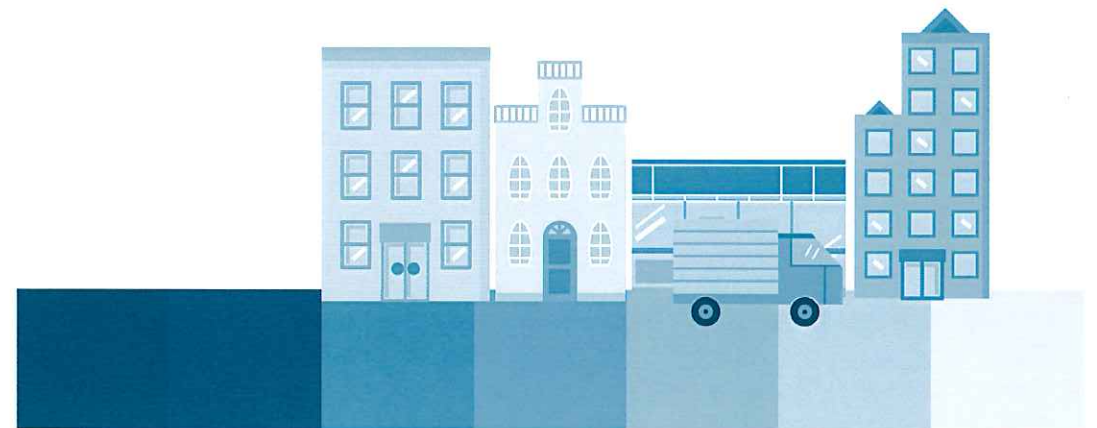
V-1 協働のまちづくり

V-2 共生社会の充実

V-3 行財政運営と広域行政の推進

(1) 行財政運営

(2) 広域行政



## ■ 現状と課題

## ○ 広報・広聴活動○

遠賀町の広報活動は、広報おんがおよび遠賀町ホームページ(HP)を中心に実施しています。HPのアクセス数は年々増加し、平成22年度に年間11万件を超えました。住民意識調査では、広報おんがやHPの「見やすさ、内容等」に対する満足度は高く、それぞれ第4位・第10位(52項目中)になっています。今後も継続して、広報おんがおよびHPの内容の充実を図る必要があります。

また広聴活動として、町長への手紙やご意見箱、住民相談コーナーなどにより、住民のニーズを把握するとともに、今後のまちづくりに反映できる環境を整えています。

## ○ 住民参加○

遠賀町では、計画などを決定する際に住民からの意見・情報などを広く求め、よりよいまちづくりを推進するため、パブリックコメントを実施していますが、寄せられる意見は少ない状況です。また、住民の町政への理解や関心を深めるとともに、遠賀町のまちづくりについて考える機会として、町職員が講師を務める遠賀町協働のまちづくり出前講座を実施しています。

しかし、住民ニーズの多様化・高度化に対応するためには、これまでの手法に加え地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりに向けて、住民や地域、NPOなど団体との協働が必要です。

## ○ 情報公開○

遠賀町では、平成11年度から文書管理システムを導入していますが、効率的な情報公開を推進するため、システムの更新が必要になっています。今後、行政運営の透明性の向上と情報公開の推進には、システムの再構築と住民が利用しやすい情報の提供が求められています。

## ■ 主要な取り組み

## 【広報・広聴活動の充実】

## ● 広報おんが

- ・ 内容の充実と住民が興味を持つような分かりやすい誌面づくりに取り組むとともに、全世帯への配布に努めます。

## ● 遠賀町ホームページ

- ・ 内容の充実とだれもが興味を持つような見やすいHPづくりに取り組み、住民ニーズに対応したシステムづくりを検討します。
- ・ 行政の情報提供を図るため、遠賀町メールマガジンなどのさまざまな手法を検討します。

## ● 広聴活動

- ・ 町長への手紙(年2回広報誌に折込)、ご意見箱(公共施設に3か所設置)、住民相談コーナー(HP上で随時受付)を継続し、住民ニーズを把握するとともに、今後のまちづくりに反映させます。

## 【住民参加の促進】

- ・ より多くの住民がまちづくりに参加しやすい環境整備を図るため、パブリックコメントなどのさまざまな手法を検討します。
- ・ 遠賀町協働のまちづくり出前講座や遠賀町がんばる地域まちづくり事業の内容を拡充し、住民のまちづくりへの参画を推進します。
- ・ NPOなどの住民団体やコミュニティ活動団体に対する支援を検討します。

## 【情報公開の推進】

- ・ 文書管理システムや運用方法の精度向上を図り、安全で効率的な情報管理および情報公開を推進します。
- ・ だれもが気軽に情報を入手できるように庁舎内に情報公開コーナーを設置するとともに、歴史的公文書の保存および福岡県共同公文書館での歴史的価値のある町の資料公開に努めます。

※1 パブリックコメント・広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求めること。



## ■ 現状と課題

## ○ 人権啓発

遠賀町では、『遠賀町人権教育・啓発基本計画』<sup>※1</sup>に基づき、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、生涯学習や人権教育などを通じて人権に対する啓発や相談事業に取り組んできました。今後も人権教育を継続するとともに、社会情勢の変化に伴い表面化してきた環境権<sup>2</sup>やプライバシー権<sup>3</sup>などの新たな人権課題にも対応していく必要があります。

## ○ 男女共同参画

わが国では、女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。そのためには、セクシュアル・ハラスメント<sup>4</sup>やドメスティック・バイオレンス<sup>5</sup>の防止、女性の政策決定の場への参画など多くの課題に対応する必要があります。また、近年、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方が重視され、だれもが自分らしい生き方を選択できる社会の構築が求められています。遠賀町では、平成21年度に『遠賀町男女共同参画社会推進計画』を見直し、平成25年度までに男女共同参画社会の考え方について全住民に対する認知度を90%以上とすることを目標に、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めています。また、現在「遠賀町男女共同参画条例」<sup>6</sup>の制定に向けて、学習会を開催するなど調査研究していますが、そのほかの取り組みの充実も求められています。

## ○ 国際交流

グローバル化の進展により、ヒト・モノ・情報の国際間の移動は日常化しており、そうした社会で柔軟に対応できる力が人々に求められています。遠賀町における国際交流事業は、その時代の背景やニーズなどに応じて取り組んできましたが、国際交流の目的や方針があいまいな部分もありました。今後は、これまでの実績と課題を踏まえ、遠賀町としての基本的な考え方を明確にする必要があります。

## ■ 主要な取り組み

## 【人権啓発の強化】

- ・『遠賀町人権教育・啓発基本計画』に基づき、偏見・差別のないまちづくりを推進します。
- ・人権に対する意識や実態、地域の実情の変化に対応するため、人権意識調査を定期的に実施します。

## 【男女共同参画社会の推進】

- ・『遠賀町男女共同参画社会推進計画』に基づき、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催などを通じて男女共同参画に関する意識啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・『遠賀町男女共同参画条例』を制定し、男女共同参画社会を推進します。
- ・『遠賀町女性人材バンク』<sup>7</sup>を充実させ、審議会などへの女性登用率の向上を図ります。

## 【国際交流の推進】

- ・国際交流の目的を明確にするとともに、特に教育分野では国際化へ柔軟に対応できる能力を身につける方策を検討します。
- ・多文化が共生する国際社会で孤立しないため、日本人や外国人などすべての人が独自性を大切にしながら、お互いの多様性を受け入れ、理解しあえる環境づくりを検討します。
- ・住民の自主的な国際交流活動と連携しながら、国際交流の進展に努めます。

※1 遠賀町人権教育・啓発基本計画(平成21年度策定):人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育および人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

※2 環境権:良好な環境の中で生活を営む権利。

※3 プライバシー権:私生活上の秘密と名誉を第三者に侵害されない権利。

※4 セクシュアル・ハラスメント:相手の意に反し、相手を不快にさせる性的言動。

※5 ドメスティック・バイオレンス:親密なパートナー間や家庭内弱者への身体的・精神的・性的な暴力。

※6 遠賀町男女共同参画条例:男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に実施することにより、男女が平等な社会を実現することを目的とした条例。

※7 遠賀町女性人材バンク:各種分野において、見識または経験を有する女性およびまちづくりに関心のある女性の情報を蓄積し、能力や意欲のある女性を積極的かつ計画的に審議会などの委員に登用することにより、町の政策・方針などの決定過程に女性の意見を反映させ、「男女がともに認め合いともに活躍できるまちづくり」の実現を図るもの。

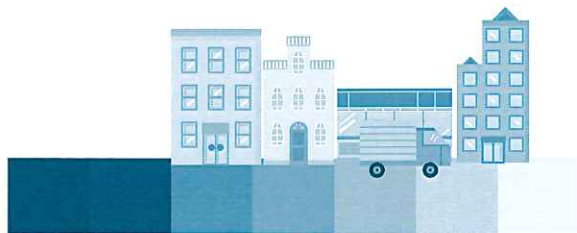
## (1) 行財政運営

### ■ 現状と課題

遠賀町では、平成17年度から『第1期遠賀町自立推進計画・行動計画』に基づく行財政運営の健全化・効率化を図っており、現在は『第2期遠賀町自立推進計画・行動計画』のもと、さらなる行財政改革を実行しています。平成22年度には庁内の機構改革を実施し、業務の共同化・効率化を図りました。今後も少子高齢化や高度情報化などの社会情勢の変化を見据えて、行政サービスの質を維持・向上させる改革や制度の導入を検討していくことが求められています。

地域主権改革としては、地方自治体の条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国庫支出金<sup>1</sup>の一括交付金化、国・地方の税財源の配分見直しや議会・監査・財務会計制度の改革など、多様化・高度化する行政課題に対して、柔軟かつ効率的な行政運営が求められています。地方自治体は今まで以上に地域住民ニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った適切な取り組みなどを講じる必要があり、業務の専門化・職員の資質向上・組織体制の見直しなどが求められています。

また財政事情として、国の制度改革による国庫補助負担金の削減や地方交付税の縮減、一方で社会保障関係経費の増加など、遠賀町では今後も厳しい財政状況が継続することが予測されます。そのような中、中長期的な財政計画のもとで、限られた財源を効果的・効率的に配分する財政運営が必要になっています。



※1 国庫支出金：国が地方自治体へ交付する使い道が決められているお金の総称のこと。

※2 遠賀町定員管理・適正化計画(平成19年度策定)：効率的な行政運営を推進するための定員管理のあり方と、長期的な組織運営に必要な人材の計画的確保を基本とした計画。

### ■ 主要な取り組み

#### 【行政運営の健全化・効率化】

##### ● 行政手法

- ・『第2期遠賀町自立推進計画・行動計画』に基づく行財政運営の健全化・効率化を図り、行財政改革を推進します。
- ・行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入している施設の運営手法を検証するとともに、新たな施設への導入を検討します。
- ・庁内基幹系システムの広域連携を推進し、広域的な高度情報化への対応やシステムの効率的運用を図ります。
- ・地方分権の推進に伴う権限移譲などに対応するため、行政機関などの共同設置や共同利用、事務の委託などを検討します。

##### ● 職員

- ・社会情勢の変化に対応した行政サービスを提供するため、職員の適正配置に努め、必要に応じて機構改革を実施するとともに、職員提案制度などの新たな制度の導入を検討します。
- ・『遠賀町定員管理・適正化計画』に基づき、職員数の適正化を図ります。
- ・職員研修を充実し、職員の資質・能力の向上と人材の育成を図ります。

#### 【財政運営の健全化・効率化】

##### ● 財政運営

- ・『遠賀町財政計画』に基づき、健全で安定した財政運営と財源の効果的な配分を図ります。

##### ● 財源配分

- ・特定財源を中心とした歳入を確保し、健全な財政運営に努めるとともに、基金の有効活用について検討します。また、まちづくりを進めるうえで根幹となる事業への重点的な配分を検討します。

##### ● 公会計制度

- ・公会計制度<sup>4</sup>の導入により町有財産を適正に管理し、財政状況を公表することで行政経営力の向上を図ります。

※3 遠賀町財政計画(毎年度策定)：健全な財政運営を行っていくための計画。

※4 公会計制度：現金主義・単式簿記を特徴とする地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入した会計制度。



## (2) 広域行政

## ■ 現状と課題

交通網の整備や情報通信網の発達により、通勤・通学をはじめ医療や消費生活など、住民の日常生活における生活圏は、行政区域を越えて広域化しています。また、高齢化の進行や多様化・高度化している住民ニーズに対応するためには、1つの自治体の枠にとどまらない効率的な行政運営によるサービスの確保が必要になっています。

現在、遠賀郡4町と中間市で構成する遠賀・中間地域広域行政事務組合がごみ処理・し尿処理などに関する広域行政サービスを実施しています。また、平成22年4月には京築北九州農業共済組合が誕生し、農業共済事業が統合されました。そのほか、福岡県介護保険広域連合、福岡県後期高齢者医療広域連合、北九州都市圏広域行政推進協議会や福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会などの広域行政圏で業務の連携を図っています。

近年の新たな動きとして、平成21年度に福岡県広域地域振興圏域<sup>※1</sup>に基づく遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議を設立し、「水の環(わ)」をテーマとして、平成22年度からさまざまな事業を展開しています。また、国においても平成20年度に定住自立圏構想<sup>※2</sup>が策定されるなど、広域行政の新たな取り組みが推進されています。

地方分権が進む中、新たなニーズに効果的・効率に対応するため、周辺自治体との連携を強化し、広域的な視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

## ■ 主要な取り組み

## 【広域行政の推進】

## ● 遠賀・中間地域広域行政事務組合

- ・事業の効率化や事業費の削減を図るため、新たに広域対応できる事業や既存事業の統廃合を検討します。

## ● 北九州都市圏広域行政推進協議会

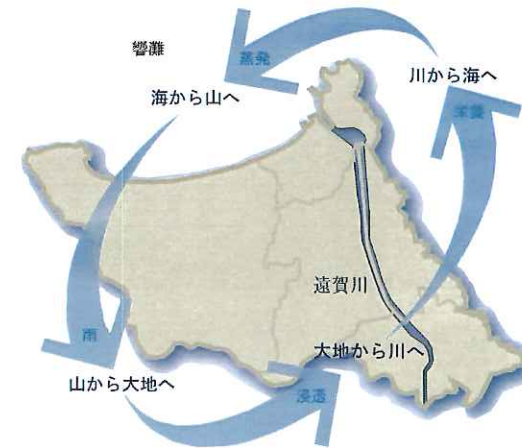
- ・「第5次北九州都市圏広域行政計画」を策定し、広域的で効率的な行政サービスの向上を図りながら、今後の協議会のあり方を検討します。

## ● 福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会

- ・「福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画」を見直し、構成団体の地域整備を推進しながら、今後の協議会のあり方を検討します。

## ● 遠賀・中間広域連携プロジェクト

- ・遠賀・中間地域の一体的な地域振興を図るため、福岡県や構成市町と連携し、「交流の環」「地産の環」「発信の環」「資源循環」の4つの骨格プロジェクトに沿った事業を展開します。



遠賀・中間広域連携プロジェクトテーマ概念図

※1 福岡県広域地域振興圏域：通勤・通学などの人口動態、地理的状況、歴史的経緯などを総合的に勘案のうえ、生活圏域としての実態を踏まえ県内を15圏域に分類したものを、(1.北九州市 2.遠賀・中間 3.京築 4.福岡市 5.筑紫 6.粕屋中南部 7.宗像・粕屋北部 8.糸島 9.明倫 10.八女・筑後 11.久留米 12.有明 13.直方・鞍手 14.飯塚・嘉穂 15.田川)

※2 定住自立圏構想：中心市と周辺市町村が協定を締結し、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化および地方圏への人口定住を図ることを目的とする政策。



# 重点战略







基本構想  
前期基本計画  
I 自然と共生する快適なまちづくり  
II はつらつと生活できるまちづくり  
III 豊かな心を育むまちづくり  
IV にぎわいのあるまちづくり  
V 自立したまちづくり  
重点戦略  
資料編

第5次遠賀町総合計画における遠賀町の将来像「笑顔と自然あふれるいきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」を実現するため、分野別基本目標を5つ定め、それぞれにおいて「主要な取り組み」を設定しています。

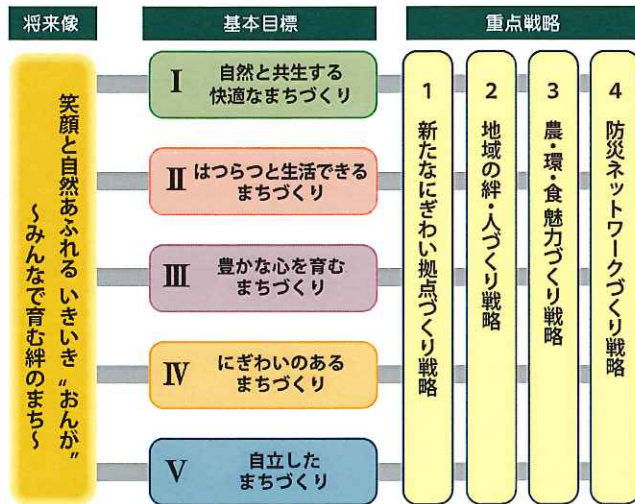
今後の遠賀町のまちづくりを推進する先導的な重点戦略を4つにまとめました。「主要な取り組み」の中で特に重要なものを「着実に実施する取り組み」として抽出し、それと併せて実施すべきものを「相乗効果を図るための戦略プラン」として位置づけ、全庁を挙げて優先的・重点的に取り組んでいきます。

また、その実施に際しては、必要に応じてプロジェクトチームの編成や関係各課との連携、各課独自の対応など、その具体化のためには今後も十分な調査研究・検討が必要になります。

### 重点戦略

- 1 新たなにぎわい拠点づくり戦略
- 2 地域の絆・人づくり戦略
- 3 農・環・食 魅力づくり戦略
- 4 防災ネットワークづくり戦略

### 体系図



JR遠賀川駅南地区は、遠賀町における都市化の進展と相まって昭和56年度に区画整理事業に向けて、調査が開始されました。JR遠賀川駅を中心とした職・住・遊が近接する遠賀郡地域の都市発展を目指し、区画整理事業について行政との連携のもと平成4年度に発足した土地区画整理準備委員会を中心に検討してきましたが、バブル崩壊後の長引く経済不況の影響や社会構造の変化により、平成16年度にその事業が中止になりました。その後、行政が主体となって都市の骨格を形成する都市計画道路を整備していますが、町の持続的な発展を支える具体的なビジョンは描けていません。また、JR遠賀川駅北地区は、既存駅前商店街の空き店舗の増加や周辺地域の人口減少により、空洞化現象が顕著になっています。

JR遠賀川駅地区は、北地区と南地区の都市機能を一体的に集積させ、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通の結節点とすることで、コンパクトな市街地形成の中心的な役割を担うことが期待できます。

着実に実施する取り組み	相乗効果を図るための戦略プラン	区分	
<b>■ 公共交通の充実</b> 【 I-7/P.73 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線・本数の見直し</li> <li>・一体的な交通網の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの新規路線</li> <li>・デマンドバス<sup>1</sup></li> <li>・商業施設との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化</li> <li>新規</li> <li>新規</li> </ul>
<b>■ 中心市街地・商店街の活性化</b> 【 IV-2/P.111 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の振興</li> <li>・にぎわいのある街並みの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似店舗集中誘致<sup>2</sup></li> <li>・ミニ情報誌</li> <li>・ゆるキャラ</li> <li>・地域通貨</li> <li>・軽トラ朝市</li> <li>・農園レストラン（アンテナショップ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規</li> <li>新規</li> <li>新規</li> <li>新規</li> <li>新規</li> <li>新規</li> </ul>
<b>■ 自動車関連企業などの誘致による土地活用の推進</b> <b>■ 駅南地区の新たなまちづくりの推進</b> ● 駅周辺地区への商業・サービス機能の導入 ● 駅南地区のまちづくり 【 IV-3/P.113 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業や関連施設の誘致</li> <li>・交通結節機能の強化、都市機能の集積、生活利便性の高い市街地の形成</li> <li>・基幹道路の整備</li> <li>・企業誘致</li> <li>・用途地域の変更</li> <li>・良好な住宅市街地の形成</li> <li>・税減免制度の拡充検討</li> <li>・緑豊かな公共空間、ゆとりある街並みの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークアンドライド<sup>3</sup>用駐車場</li> <li>・アウトレットモール</li> <li>・自然共生型企業・学校・住宅</li> <li>・遠賀高校移転</li> <li>・駅南大規模駐車場</li> <li>・環境配慮モデル地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規</li> <li>強化</li> <li>新規</li> <li>継続</li> <li>新規</li> <li>新規</li> </ul>
<b>■ 行政運営の健全化・効率化</b> ● 職員 【 V-3/P.121 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の適正配置・機構改革</li> <li>・職員数の適正化</li> <li>・職員の資質・能力の向上と人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特命係（課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化</li> </ul>
<b>■ 財政運営の健全化・効率化</b> ● 財源配分 【 V-3/P.121 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根幹となる事業への重点的配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点戦略への財源傾斜配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強化</li> </ul>

【該当施策番号/ページ数】

※1 デマンドバス：利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス。

※2 類似店舗集中誘致：中心市街地・商店街に同じような店舗を密集させて誘致することにより、「遠賀といえば〇〇で有名なところ」とアピールし、集客を図ることを目的とした事業。

※3 パークアンドライド：最寄りの停留所まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。



## 2 地域の絆・人づくり戦略

社会情勢が大きく変化していく中、子育てで悩み孤立したり、子育てに対する経済的不安を抱えたりする保護者が増加しています。そのため、遠賀町では、少子化対策として子育て世代が住みやすい、住みたくまちを目指し、子どもを健やかに安心して育てられる環境づくりに取り組みます。

また、地域社会の住みよさを高めるためには、犯罪の抑止、高齢者の見守りや生きがいがづくり、美化活動や自治会活動の活性化をはじめ、地域が抱える固有の課題について、住民が主体となってきめ細かに対応することが求められます。

こうしたことから遠賀町では、地域住民同士が助け合い、サポートできる体制や人づくりに取り組みます。

着実に実施する取り組み	相乗効果を図るための戦略プラン	区分	
<b>防犯対策の充実</b> ● 地域防犯 【 I-3 / P.60 】	・ 地域防犯活動 ・ 青色回転灯車による巡回 ・ 住民・学校参加の防犯点検マップづくり	強化	
<b>子育て支援環境の充実</b> 【 II-1 / P.79 】	・ 乳児保育や病児・後児保育の受け入れ体制の検討 ・ 子育てに関する相談・対応体制の検討 ・ 保育料の細分化の検討 ・ 乳幼児・子ども医療制度の拡充検討 ・ 学童保育の受け入れ体制の拡充検討	・ 高齢者運営託児所 ・ 子育て応援の店 ・ 子育てババの日 ・ 住民が一体となった冒険遊び場(プレイパーク) ・ 空き店舗などを活用した子育てサロン(カフェ)の設置	新規 新規 新規 強化 新規
<b>地域福祉連携体制の充実</b> ● ボランティア活動 【 II-5 / P.93 】	・ ボランティア団体間の連携促進 ・ 福祉意識の高揚 ・ ボランティアの養成	・ ボランティアセンター	新規
<b>学校教育の推進</b> ● 教育環境 【 III-1 / P.97 】	・ 「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」を培う教育 ・ 「生きる力」を学ばささまざまな教育内容の充実	・ 職場体験 ・ 生きる力講演会	強化 新規
<b>地域教育力の再生</b> ● 地域コミュニティ 【 III-2 / P.101 】	・ 世代を超えた交流 ・ 青少年の健全育成 ・ コミュニティ活動の促進	・ 地区公民館のコミュニティ拠点化 ・ 住民自治活動の基礎となるまちづくり条例	強化 新規
<b>住民参加の促進</b> 【 V-1 / P.117 】	・ 遠賀町ががんばる地域まちづくり事業 ・ NPO・団体などへの支援	・ 地域コミュニティ活動団体の活動発表会や表彰	新規
<b>男女共同参画社会の推進</b> 【 V-2 / P.119 】	・ 「遠賀町男女共同参画条例」 ・ 「女性人材バンク」	・ 男女共同参画都市宣言	新規

【該当施策番号/ページ数】

\*1 環境マネジメント:ISO14001やエコアクション21など事業所が環境保全に関して公式に取り組むこと。

\*2 教育ファーム:生産者(農林漁業者)の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、一貫した「本物体験」の機会を提供すること。

## 3 農・環・食 魅力づくり戦略



地球温暖化をはじめ、環境問題が深刻化している中、遠賀町の宝であり原風景である自然環境や農業(田園風景)を次世代に継承することが求められています。こうしたことから遠賀町は、低炭素社会・循環型社会づくりなどの環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

また、近隣の市町村にはない独自の魅力を創造するために、基幹産業である農業を生かして特徴のある「食」づくりに取り組む一方、地域の食を支える地産地消を推進し、「食育」や「健康づくり」につなげます。

着実に実施する取り組み	相乗効果を図るための戦略プラン	区分	
<b>環境保全の推進</b> ● 環境基本計画 【 I-1 / P.49 】	・ 環境保全に関する総合的な施策	・ ごみ排出の抑制 ・ 自然観察会 ・ 環境施策協働推進組織 ・ 環境マネジメント <sup>1</sup>	強化 新規 新規 新規
<b>資源の有効活用の促進</b> 【 I-2 / P.56 】	・ 生ごみ処理機などの購入に対する補助 ・ 3Rへの取り組みの啓発	・ たい肥の引き取り	新規
<b>地球温暖化防止対策の推進</b> 【 I-2 / P.56 】	・ 低炭素社会の構築	・ 公用車のエコカー化 ・ コミュニティー自転車	新規 新規
<b>予防事業の拡充</b> ● 健康づくり教室 【 II-3 / P.91 】	・ 健康づくり教室、食育の推進 ・ 健康づくりの知識や意識の高揚	・ 教育ファーム <sup>2</sup> ・ 地元の食材を使った料理教室	継続 強化
<b>学校教育の推進</b> ● 食育の推進 【 III-1 / P.98 】	・ 町内農産物を取り入れた学校給食 ・ 食育の推進	・ 食育交流センター	新規
<b>農業振興への支援</b> 【 IV-1 / P.109 】	・ 女性農業従事者の確保 ・ 農業経営の効率化、担い手・集落営農組織の育成 ・ 農業委員による農地の適正な管理・指導 ・ 後継者の育成	・ 農業インターン制度 ・ 農地あっせん登録制度	強化 強化
<b>農業収益の確保</b> 【 IV-1 / P.109 】	・ 地産地消、売れる米づくり(ブランド化) ・ ブランド農産物の二次製品の創出 ・ 農商工連携事業、販路拡大	・ わんげ米のブランド化 ・ 農園レストラン(アンテナショップ) ・ インターネット販売 ・ 6次産業 <sup>3</sup> の教育支援 ・ 農業経営の法人化	強化 新規 新規 新規 新規

【該当施策番号/ページ数】

\*3 6次産業:地域で生産(1次産業)された農林水産物などを素材にして、商品加工(2次産業)し、より付加価値をつけて流通・販売(3次産業)する経営形態。

基本構想

前期基本計画

I 自然と共生する  
快適なまちづくり

II 是つらつと生活  
できるまちづくり

III まちな心を育む  
豊かな心をつくり

IV にぎわいのある  
まちづくり

V 自立した  
まちづくり

重点戦略

資料編



## 4 防災ネットワークづくり戦略

いつどこで起きてもおかしくない地震をはじめ、毎年のように被害をもたらす突発的な豪雨や日常的に発生する火災・事故などに対して、迅速かつ的確な対応が求められています。災害危険箇所に対する防災工事などと併せて、防災意識の高揚と高齢者・障害者などの弱者を地域ぐるみで守るシステムの構築が不可欠です。

こうしたことから遠賀町では、ハード・ソフト両面からの安全・安心なまちづくりに取り組みます。

着実に実施する取り組み	相乗効果を図るための戦略プラン	区分	
<b>■ 災害に強いまちづくりの推進</b> ● 防災意識 ● 地域防災 ● 危険箇所 ● 危機管理体制 【 I-3 / P.59 】	・ 防災意識の高揚 ・ 防災教育 ・ 防災メール	・ 全町的な防災訓練 ・ 避難勧告などの判断・伝達マニュアル	強化 継続
	・ 遠賀町地域防災計画の見直し ・ 遠賀町災害時要援護者支援プランの策定、自主防災組織の結成 ・ 備蓄物資の計画的な配備 ・ 防災行政無線の維持管理、非常電源の確保 ・ 学校施設の機能強化	・ 要援護対象者マップ ・ 要援護者避難訓練	継続 新規
		・ 避難場所や高台のサイン表示	新規
		・ 戸切川の改修 ・ 西川の護岸整備区域の拡充 ・ 排水機場の再整備 ・ 道路冠水危険箇所の整備方針の検討	・ 広域排水機場の再整備
	・ 庁内組織体制の強化 ・ 遠賀町業務継続計画の策定	・ 災害応援協定 ・ 住民情報の遠隔地での保存	新規 新規
		<b>■ 地域福祉連携体制の充実</b> ● 福祉ネットワーク網 【 II-5 / p.93 】 ・ 関係機関との連携強化、ネットワークづくりの推進	・ 要援護対象者マップ ・ 要援護対象者一人ひとりに対する支援リスト ・ 福祉避難場所

【 該当施策番号 / ページ数 】

## 資料編



## ●第5次遠賀町総合計画策定経過

日付	内容
平成22年度	9月8日～9月21日 ■住民意識調査 第4次遠賀町総合計画後期基本計画の施策に対する満足度や重要度、遠賀町の住みやすさなどのアンケート調査
	10月19日～10月25日 ■各種団体アンケート調査およびヒアリング 第4次遠賀町総合計画後期基本計画の施策に対する評価などのアンケート調査およびヒアリング
平成23年度	5月26日 ■第1回庁内ワーキング ・策定スケジュール ・第4次遠賀町総合計画後期基本計画の検証 ・住民意識調査結果 ・第5次遠賀町総合計画基本構想(素案)
	6月28日 ■第1回審議会 ・委員委嘱状交付 ・策定スケジュール ・第4次遠賀町総合計画後期基本計画の検証 ・住民意識調査結果 ・第5次遠賀町総合計画基本構想(素案)
	7月8日 ■第2回庁内ワーキング ・第1回審議会での意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画基本構想(素案) ・第5次遠賀町総合計画前期基本計画(素案)
	7月26日 ■第2回審議会 ・第1回審議会での意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画前期基本計画(素案)
	8月5日 ■第3回庁内ワーキング ・第2回ワーキングでの意見と対応 ・第2回審議会での意見と対応 ・重点戦略(案)
	8月22日 ■第3回審議会 ・第2回審議会での意見と対応 ・重点戦略(案) ・将来像(案)
	9月7日 ■第4回庁内ワーキング ・第3回審議会での意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(素案)
	9月20日 ■第4回審議会 ・第3回審議会での意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(素案) ・重点戦略(案) ・将来像(案)

日付	内容
平成23年度	10月11日～10月28日 ■パブリックコメント 役場・町ホームページで第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(素案)の意見募集
	10月19日・20日 ■住民説明会 第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(素案)
平成23年度	11月9日 ■第5回庁内ワーキング ・第4回審議会、議会、パブリックコメントの意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(素案)
	11月28日 ■第5回審議会 ・第4回審議会、議会、パブリックコメントの意見と対応 ・第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(原案)
	12月2日 ■答申 第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(原案)
	12月15日 ■第5次遠賀町総合計画審査特別委員会 第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画(原案)

基本構想

前期基本計画

Ⅰ 自然と共生する  
快適なまちづくりⅡ はつらつと生活  
できるまちづくりⅢ 豊かな心を育む  
まちづくりⅣ にぎわいのある  
まちづくりⅤ 自立した  
まちづくり

重点戦略

資料編



## ●第5次遠賀町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体名	備考
学識経験者	竹下 輝和	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授	会長
都市計画関連	仲野 茂之	都市計画審議会	職務代理
自治活動関係者	梅田 雄嗣	区長会	
教育関係者	大場 泉	遠賀町PTA連絡協議会	
高齢・福祉 関係団体	高 敏昭	遠賀町社会福祉協議会	
コミュニティ 活動団体	武富 富子	女性防火・防災クラブ	
商工業関係者	原田 清吾	遠賀町商工会	
財政関連	儀口 康彦	遠賀信用金庫	
男女共同参画 関係団体	吉岡 美保	ひと・人応援団「どし」	
J A・農業関係者	芳村 正博	認定農業者連絡協議会	

## ●第5次遠賀町総合計画庁内ワーキング委員名簿

課名	氏名
住民課	田中 賢一 ・ 川波 和弘
福祉課	高崎 弘美
税務課	河原 清子 ・ 大場 繁雄
環境課	宗岡 卓也
行政経営課	佐野 昇太
建設課	木村 晃
まちづくり課	緒方 奈尾美 ・ 池田 知致
総務課	岩本 武志
学校教育課	樹田 真由美 ・ 湯浅 静江
生涯学習課	鎌田 清一
議会事務局	野口 健治

## ●諮問・答申

&lt;諮問&gt;

23遠行第126号  
平成23年6月28日

遠賀町総合計画審議会会長 殿

遠賀町長 原田 正 武  
(行政経営課 企画調整係)

第5次遠賀町総合計画について(諮問)

標記の件について、遠賀町総合計画審議会条例(昭和58年3月30日条例第4号)第2条の規定により諮問します。

記

1. 第5次遠賀町総合計画に関する必要な調査及び審議

<答申>

平成23年12月2日

遠賀町長 原 田 正 武 殿

遠賀町総合計画審議会会長 竹 下 輝 和

第5次遠賀町総合計画について(答申)

平成23年6月28日付け23遠行第126号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を重ねた結果、第5次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画の内容は適切であると判断します。

基本構想に掲げる遠賀町の将来像「笑顔と自然あふれる いきいき “おんが”～みんなで育む絆のまち～」の実現に向け、前期基本計画における今後の取り組み等の着実な実行を図られることを期待します。